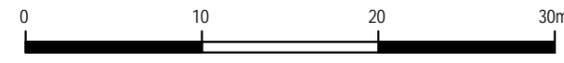
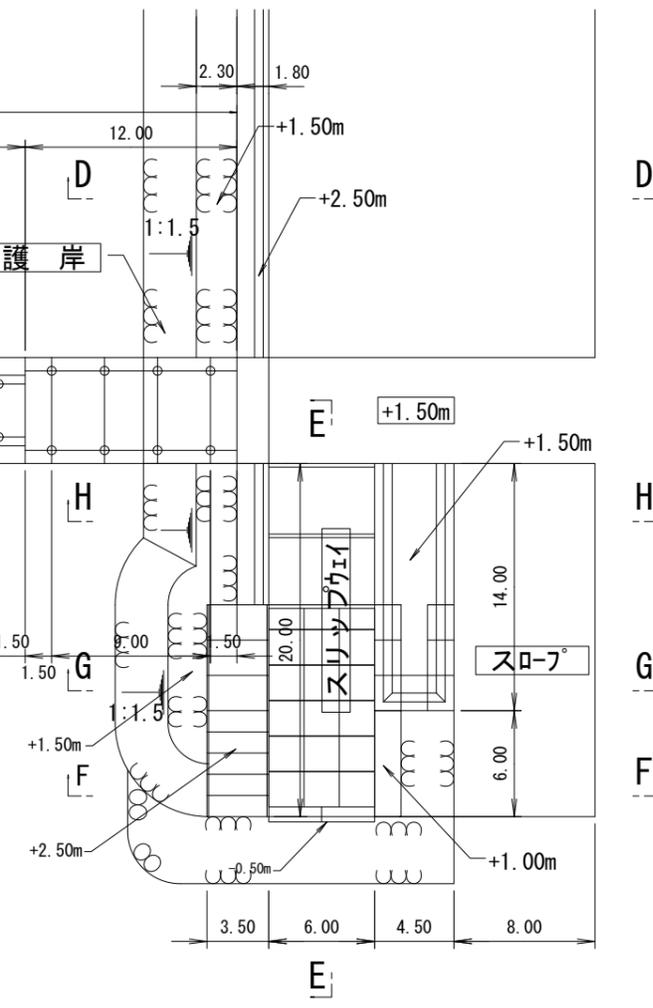
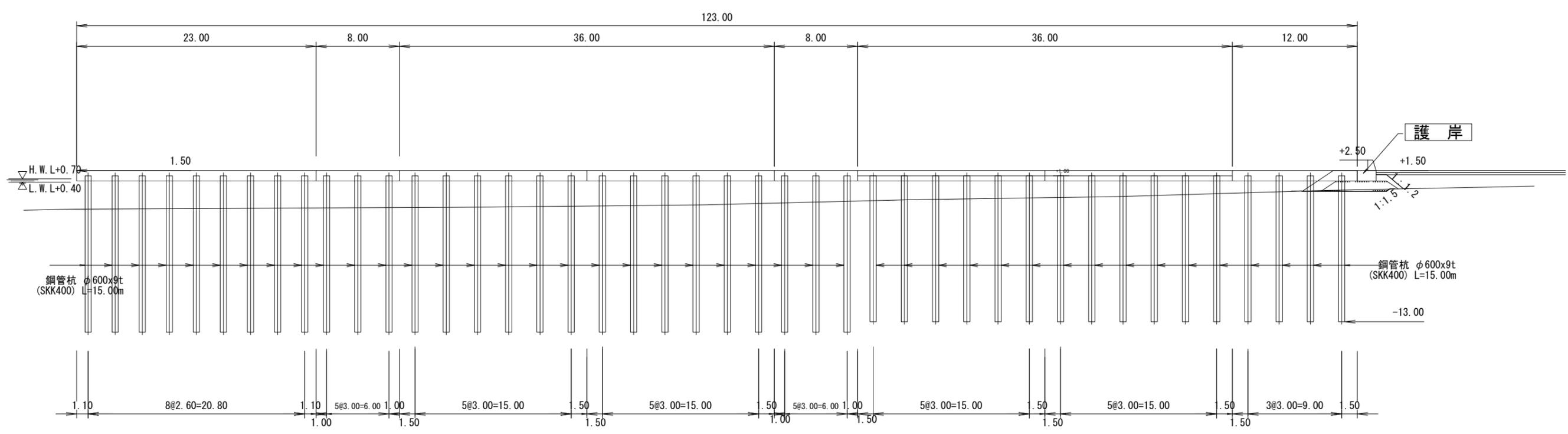
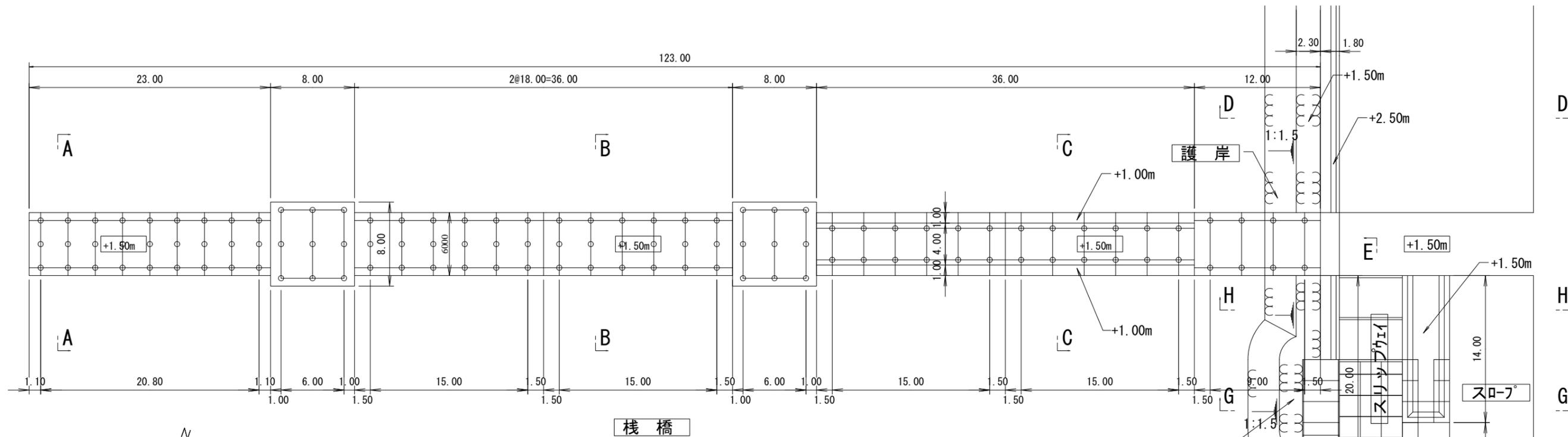


3-2-3 基本設計図

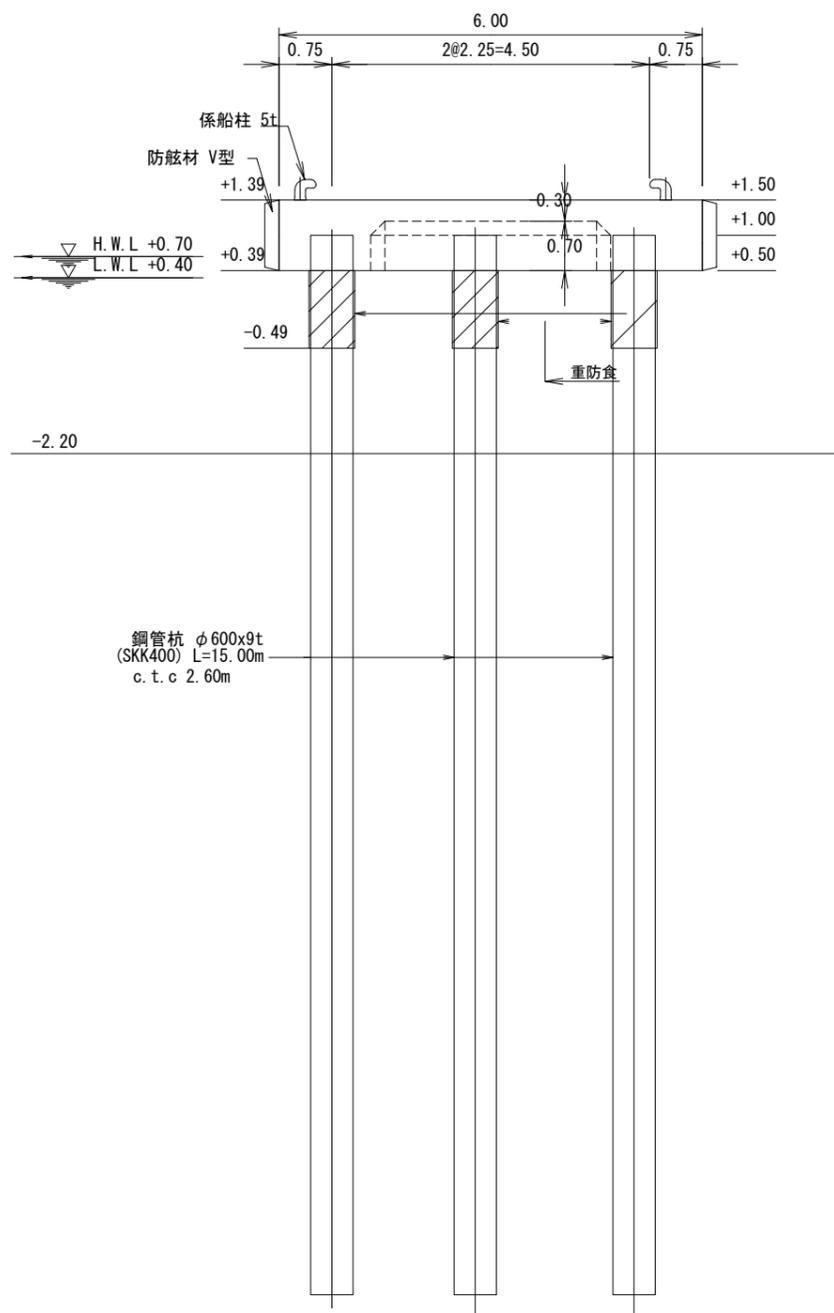
- G-1 全体配置図
- C-1 土木施設配置図
- C-2 栈橋 断面図
- C-3 護岸・蛇籠・スリップウェイ 断面図
- C-4 護岸 断面図 (1)
- C-5 護岸 断面図 (2)
- C-6 護岸 断面図 (3)
- C-7 栈橋 平面図
- A-1 水産センター棟 平面図
- A-2 水産センター棟 立／断面図
- A-3 漁具ロッカー棟 平／立／断面図
- A-4 修理施設 (上屋) 平／立面図
- A-5 船外機修理施設棟・トイレ／シャワー棟 平／立／断面図



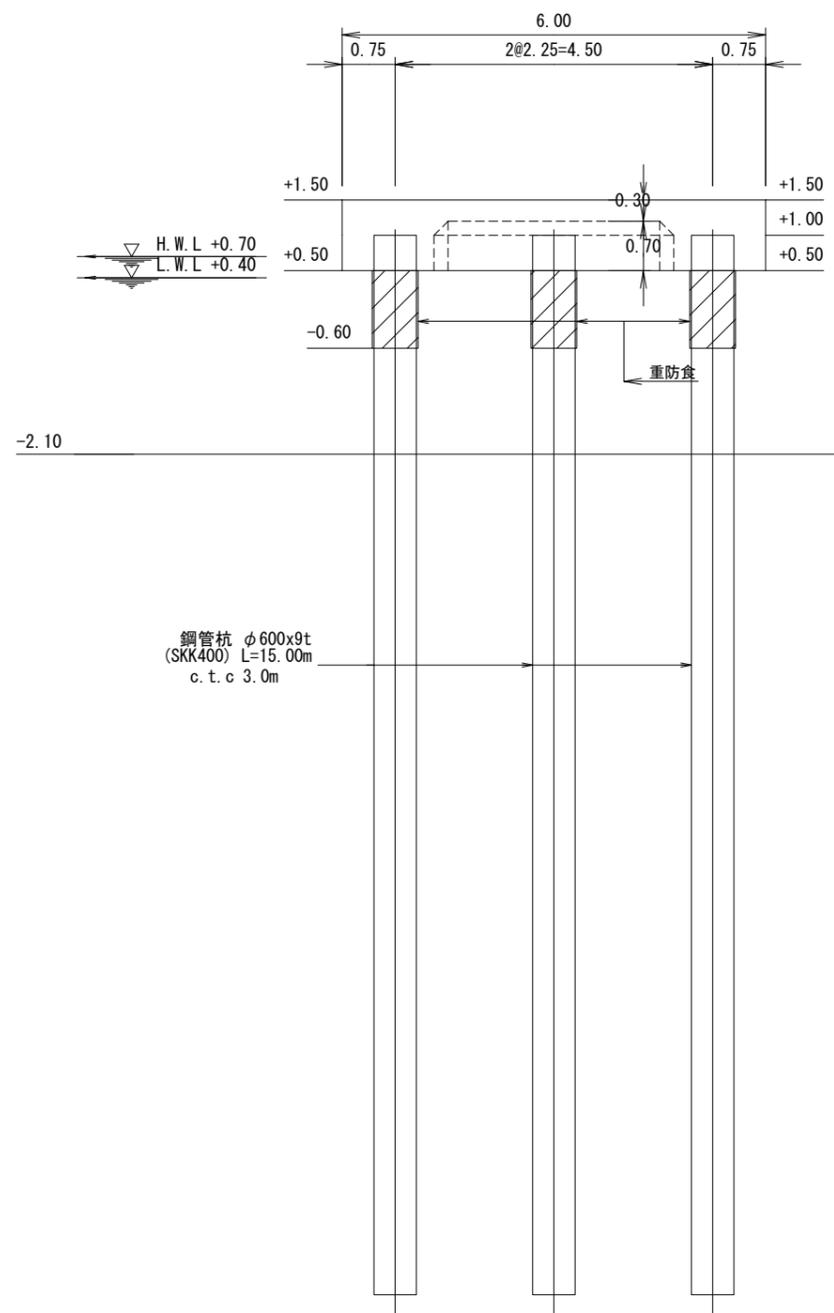
1:400

C-1 土木施設配置図

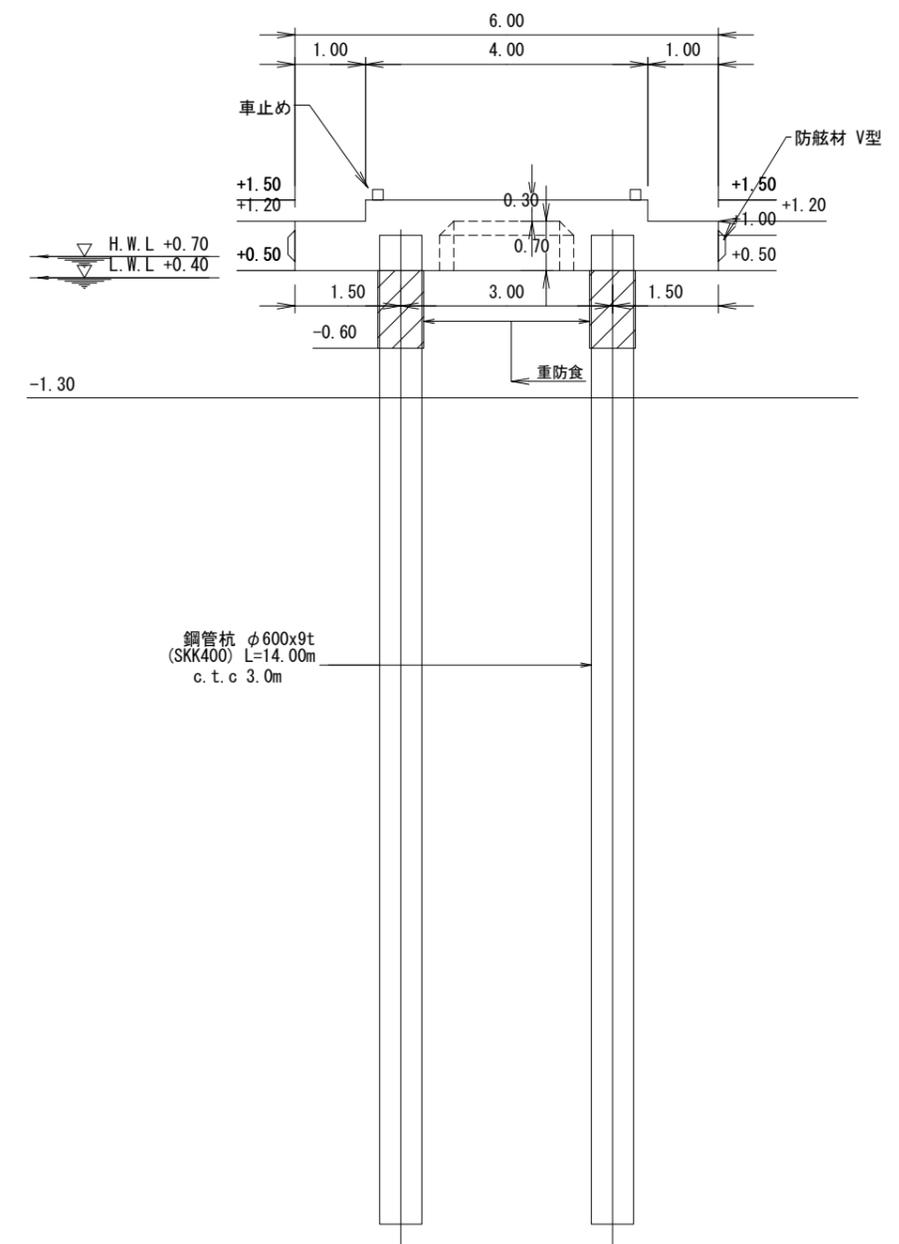
A-A 断面



B-B 断面

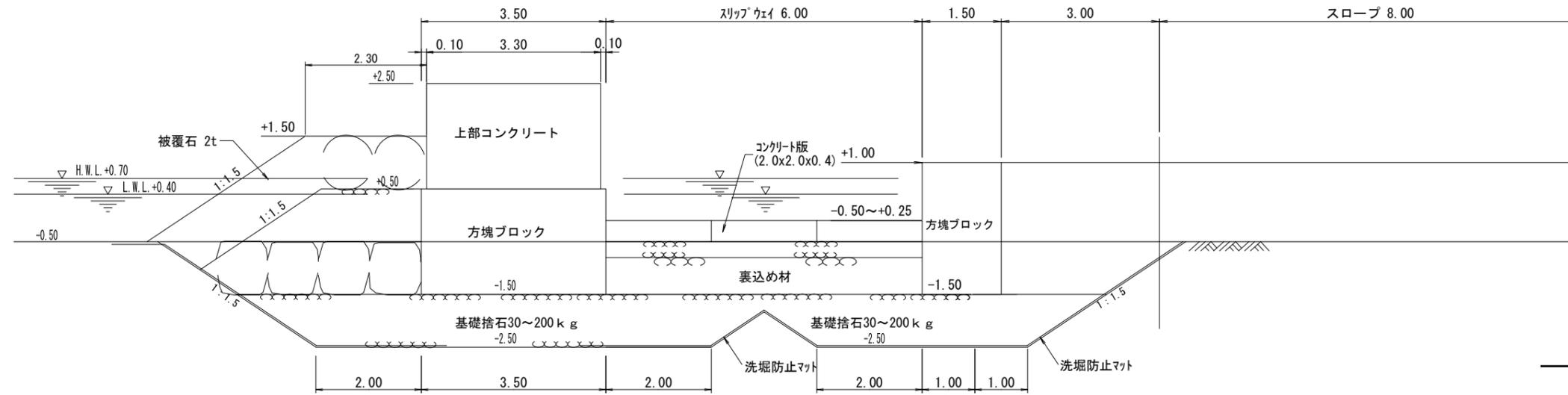


C-C 断面

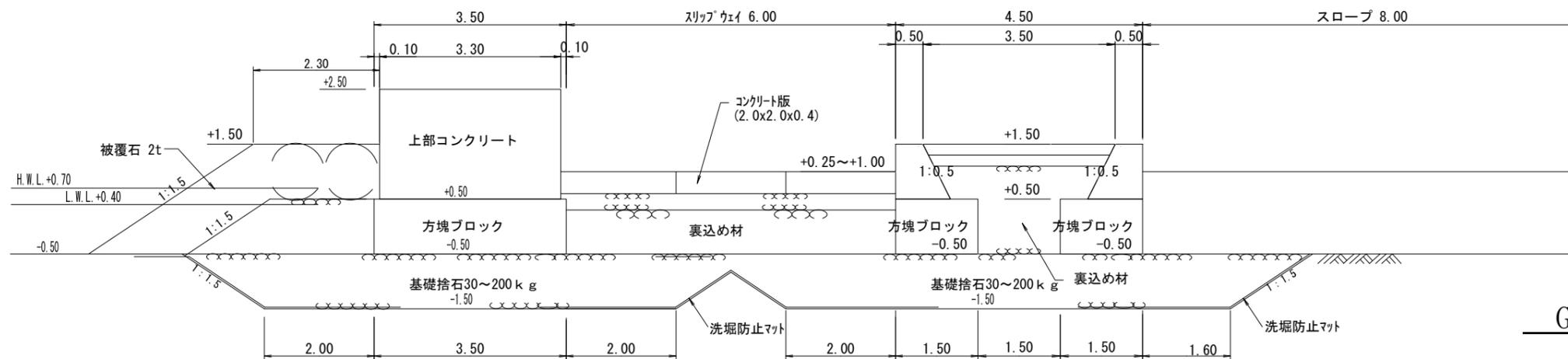


1:100

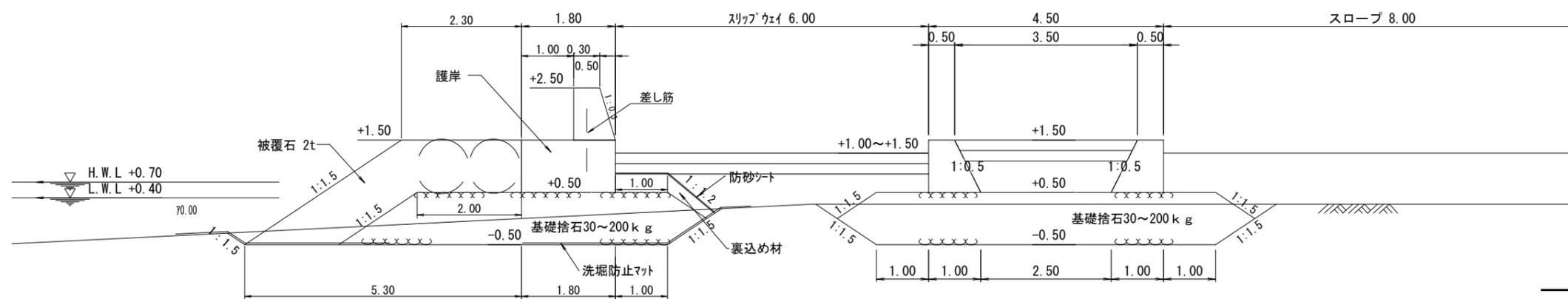
C-2 栈橋 断面图



F-F 断面



G-G 断面

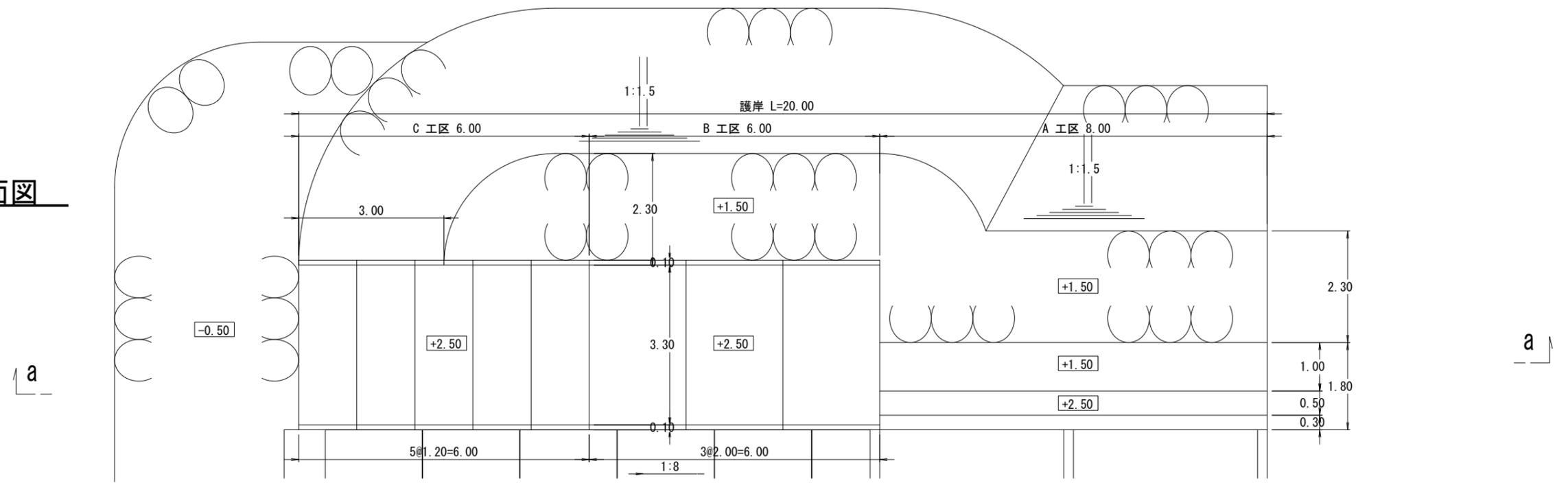


H-H 断面

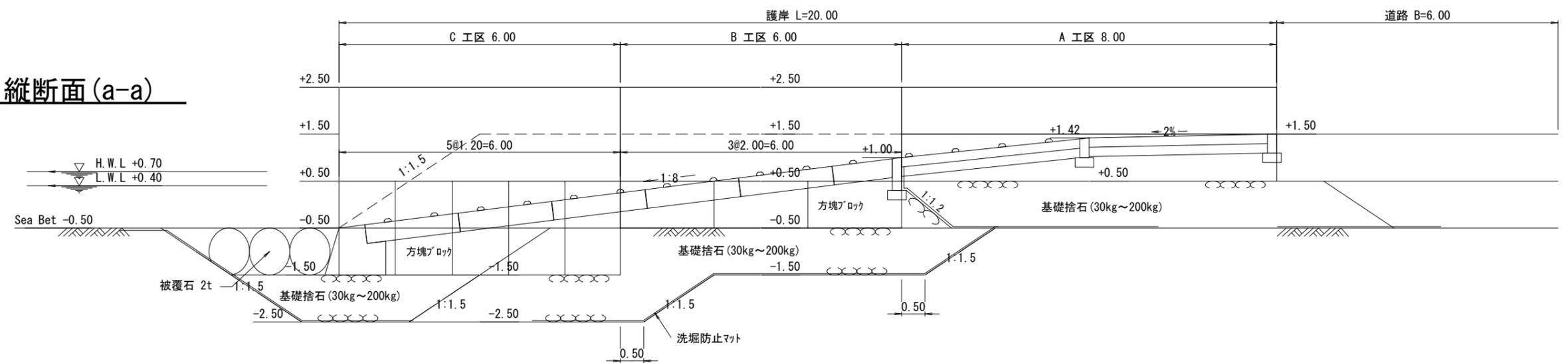


C-4 護岸 断面図 (1)

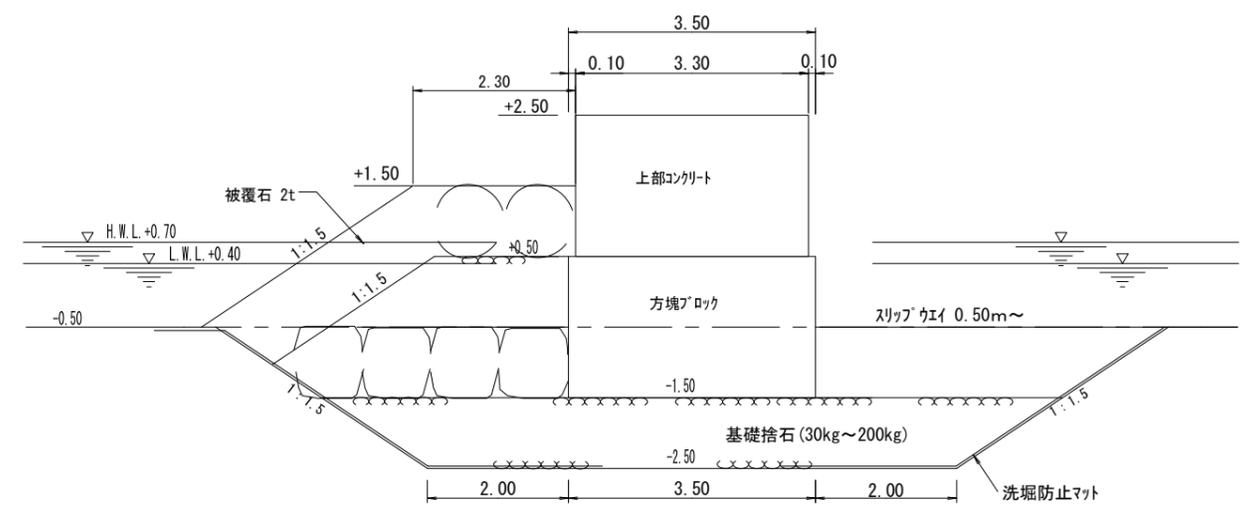
平面図



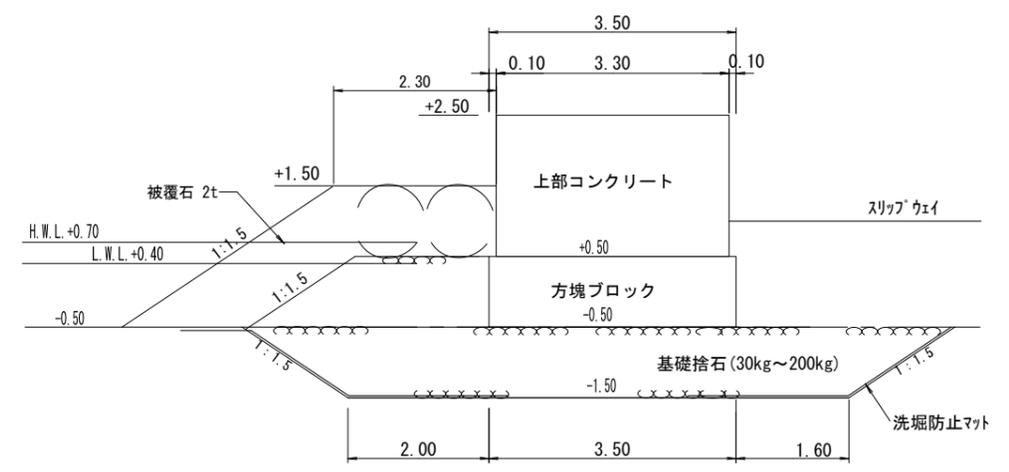
縦断面 (a-a)



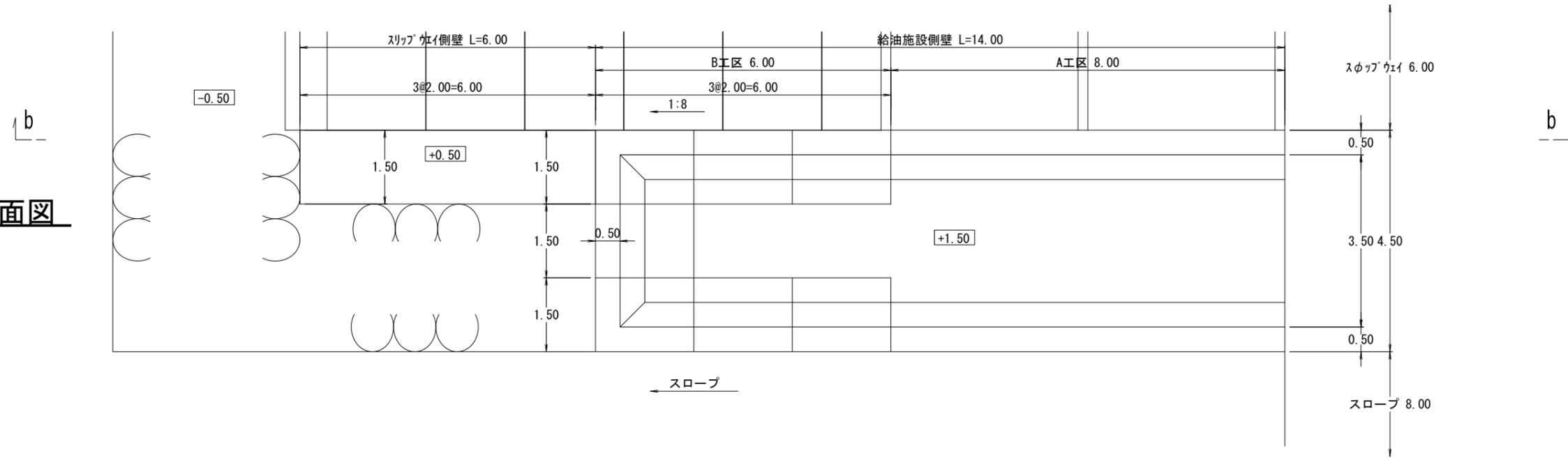
C 工区断面



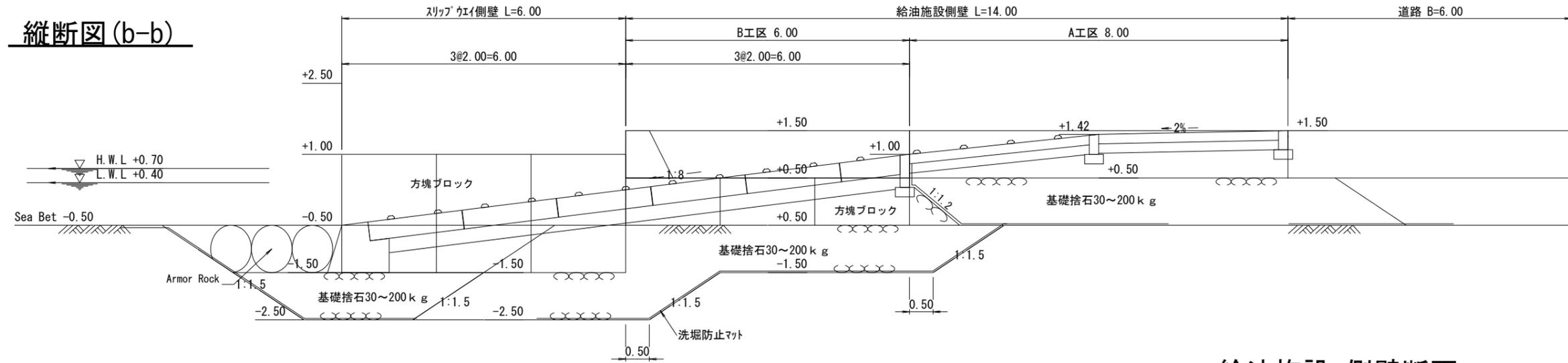
B 工区断面



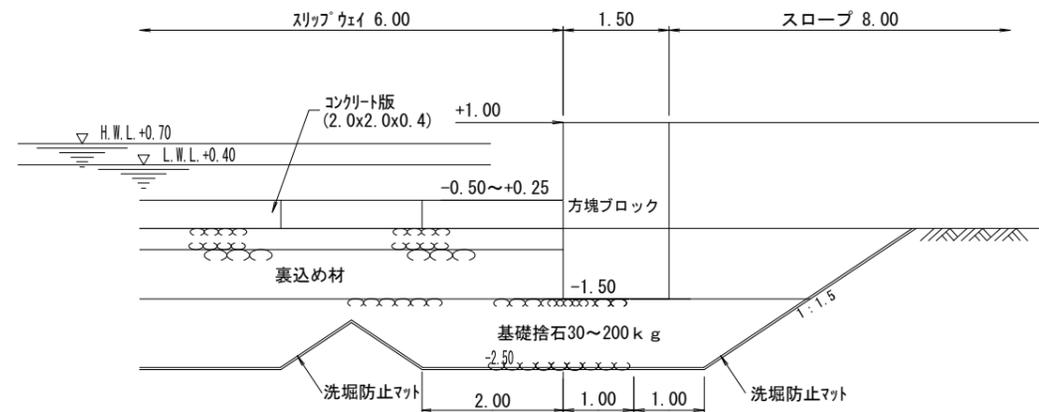
平面図



縦断図 (b-b)

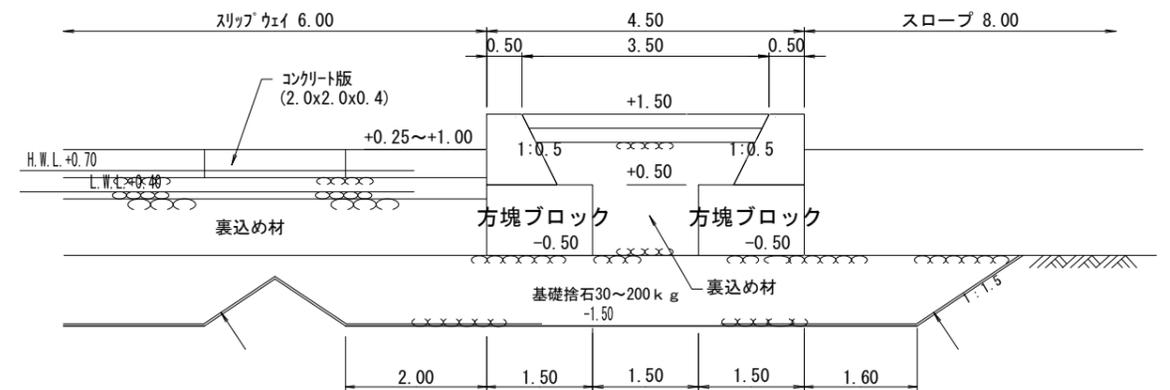


スリップ ウェイ 側壁断面



給油施設 側壁断面

B工区断面

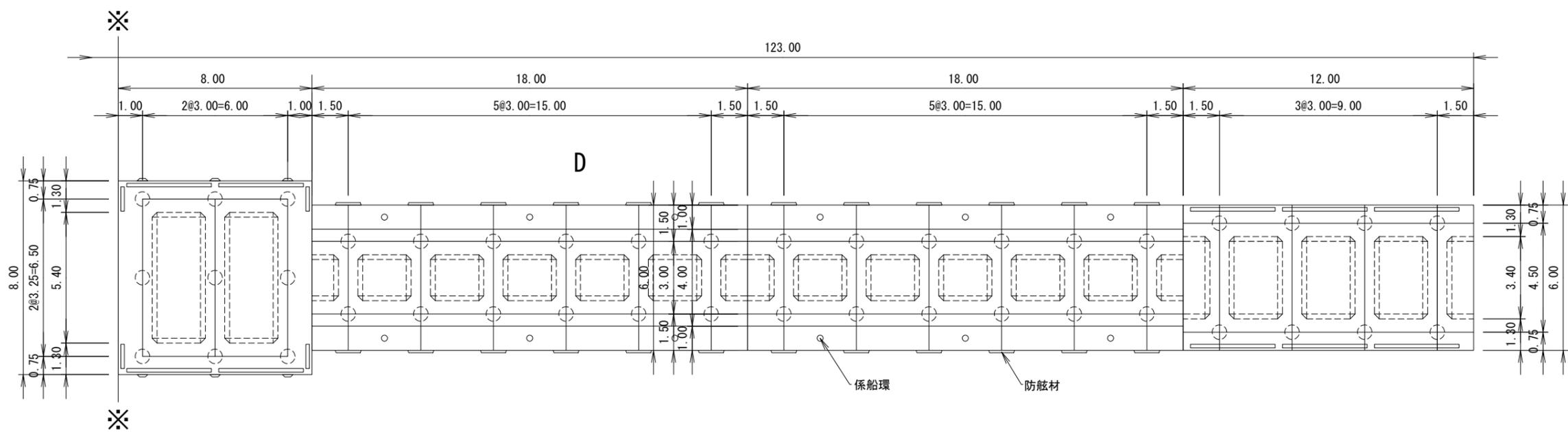
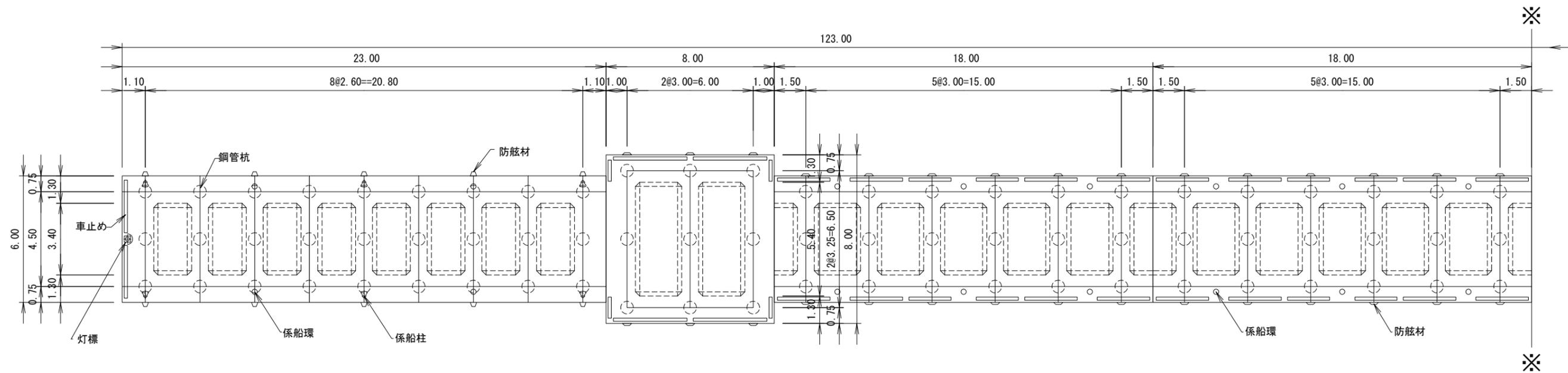


注) A工区断面は+0.50m上部の断面とする。



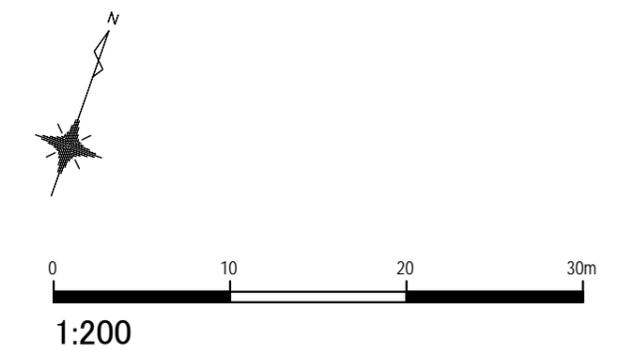
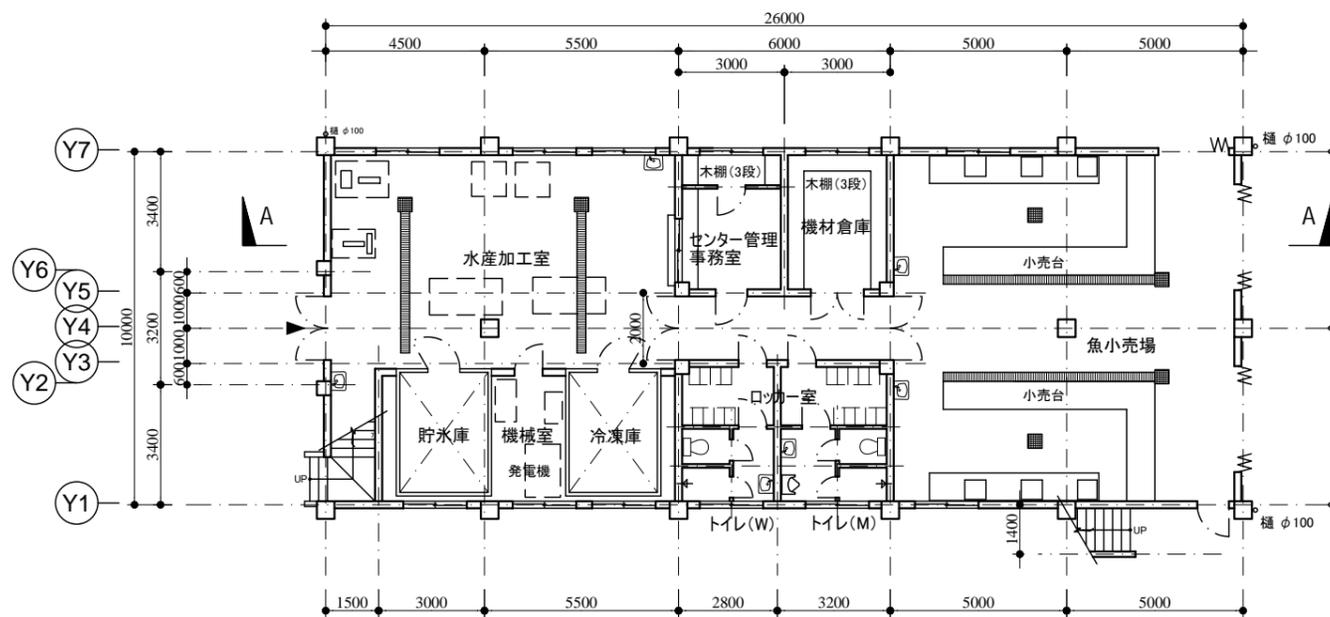
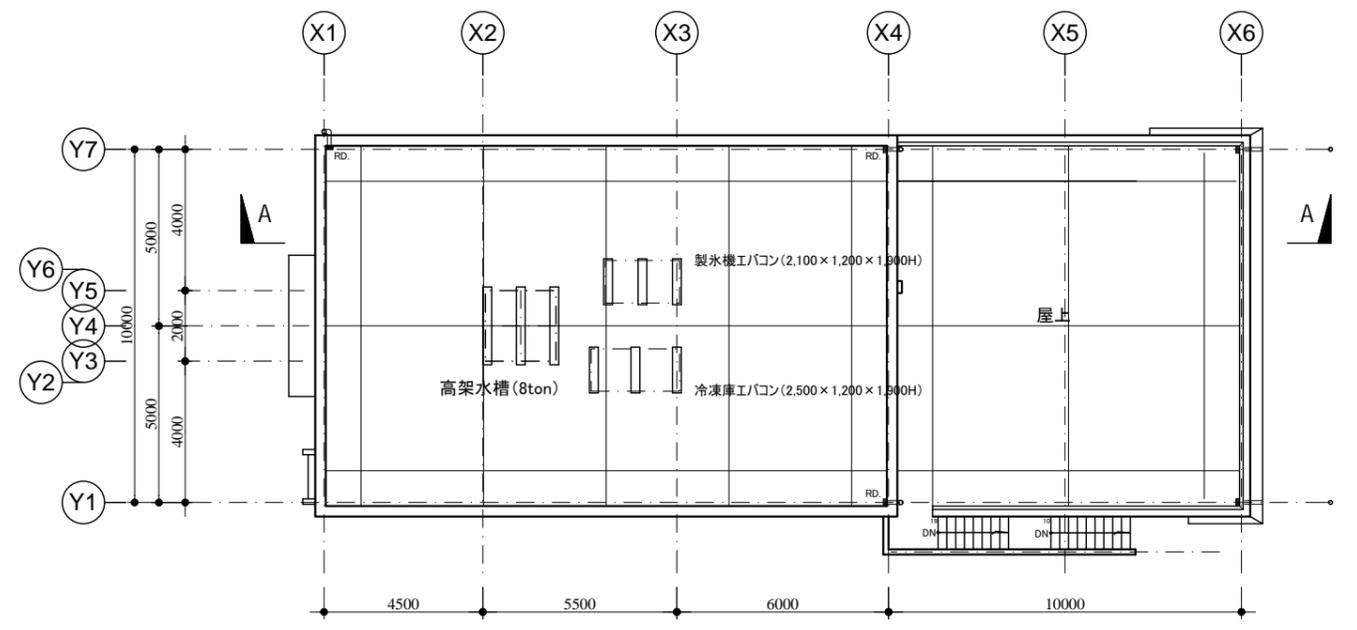
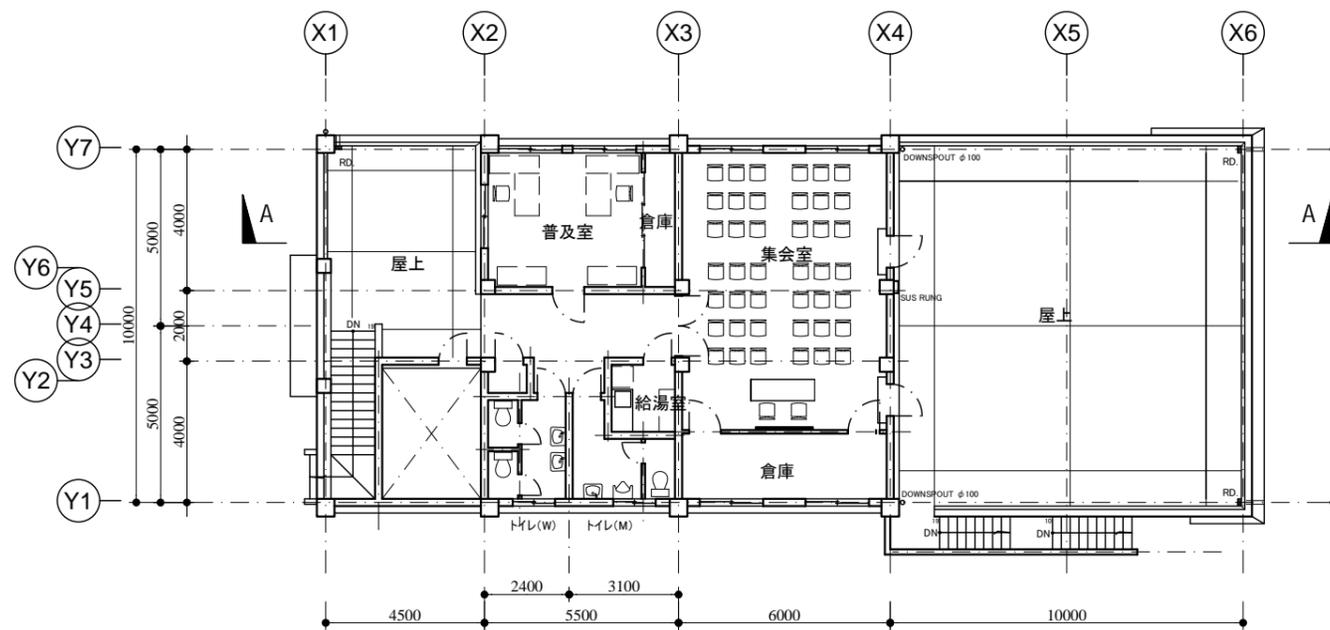
1:100

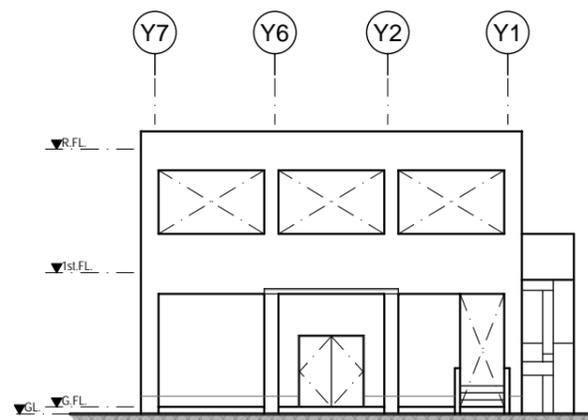
C-6 護岸 断面図 (3)



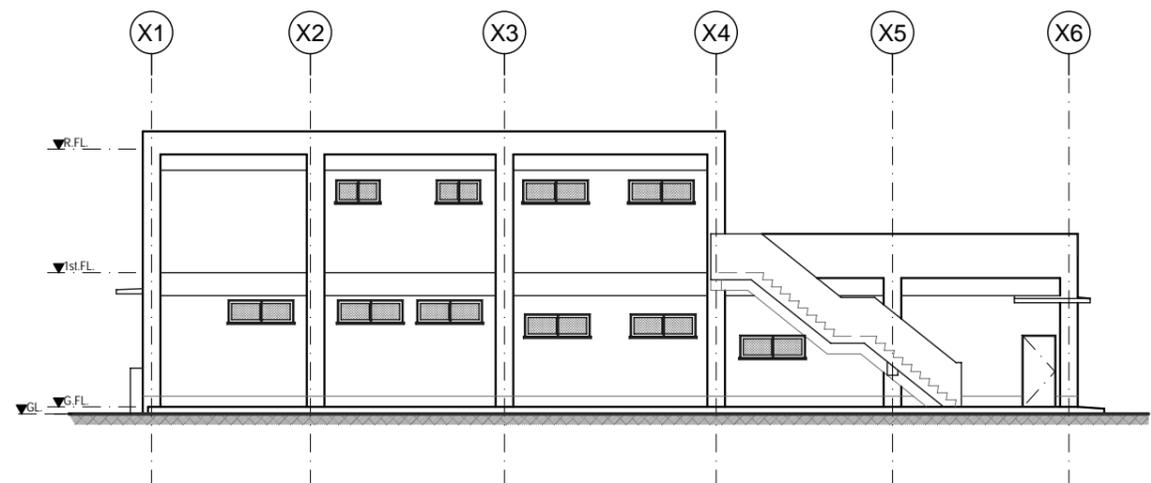
1:200

C-7 栈橋 平面图

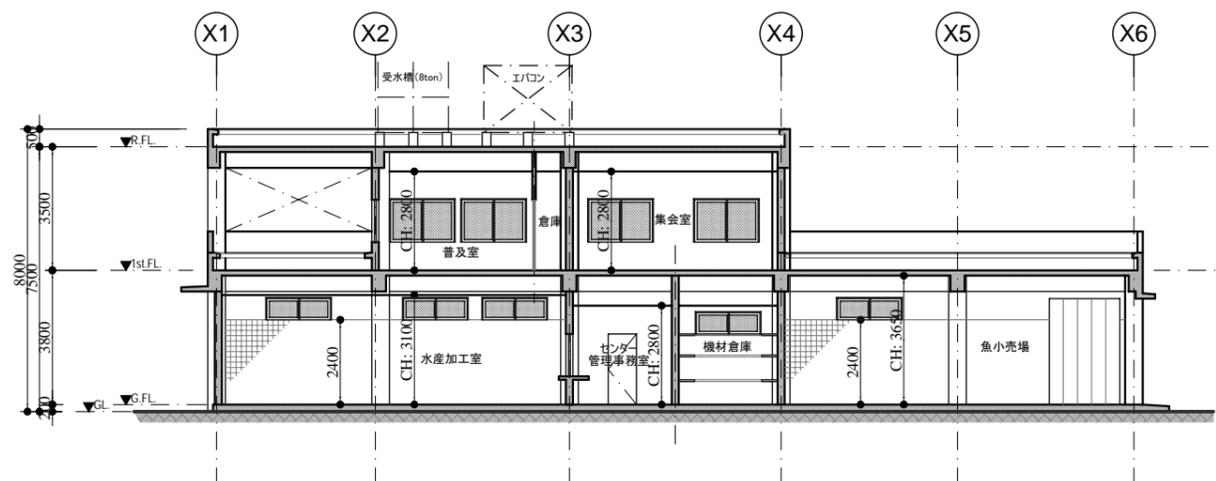




西 立面图 S=1/200

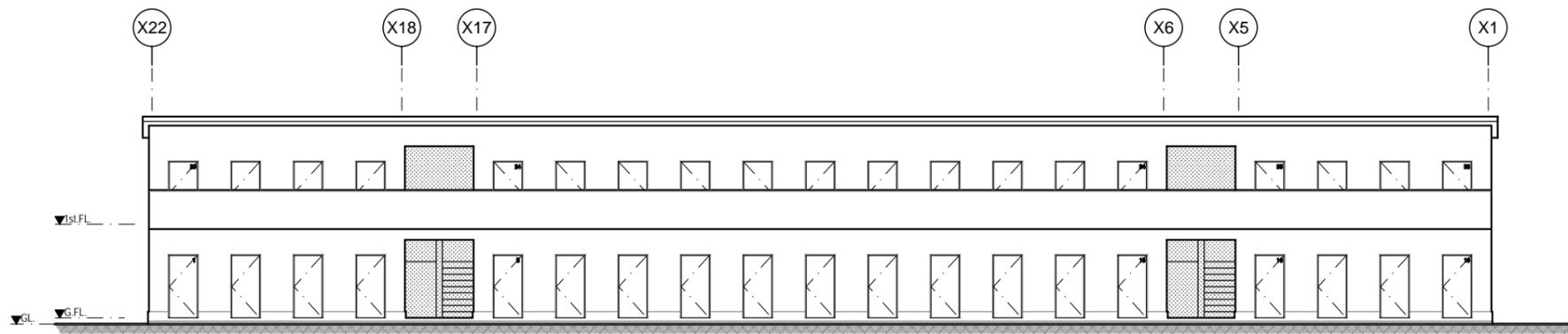


南 立面图 S=1/200

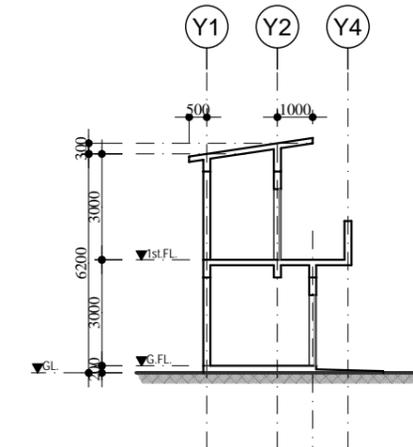


A-A 断面图 S=1/200

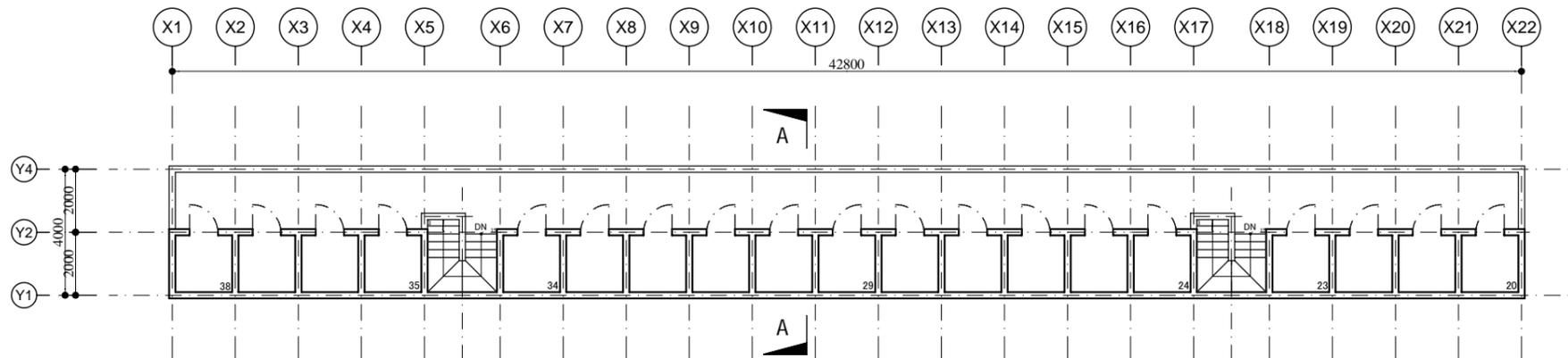




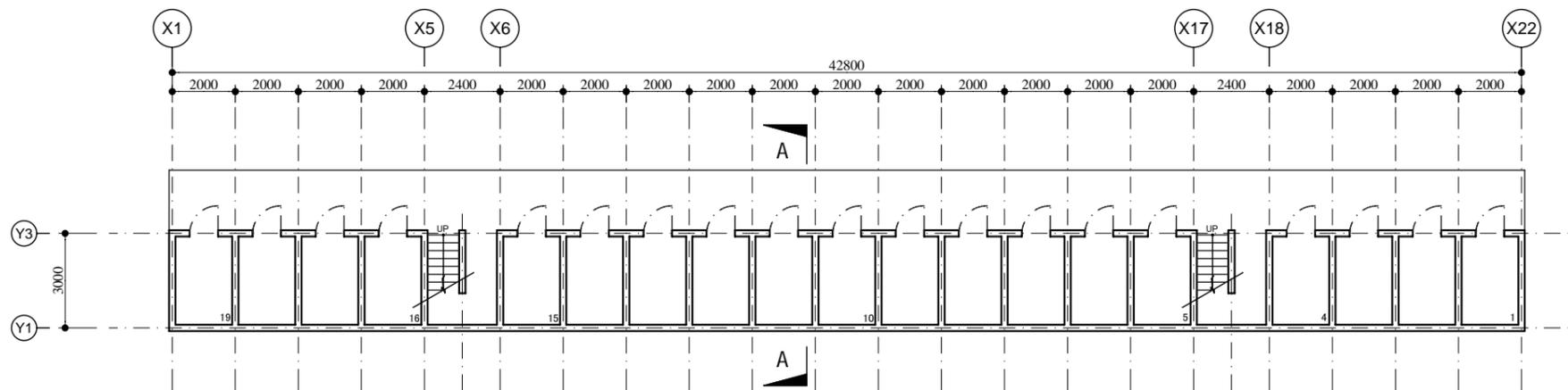
北 立面图 S=1/200



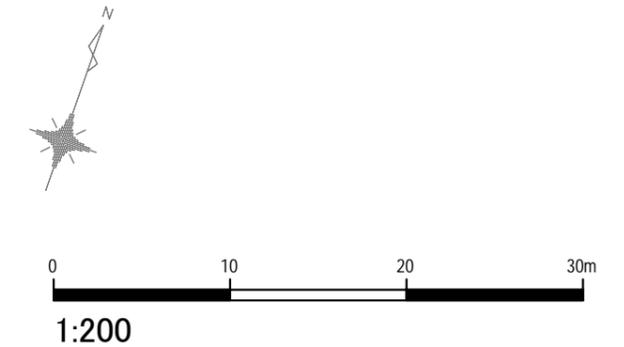
A-A 断面图 S=1/200

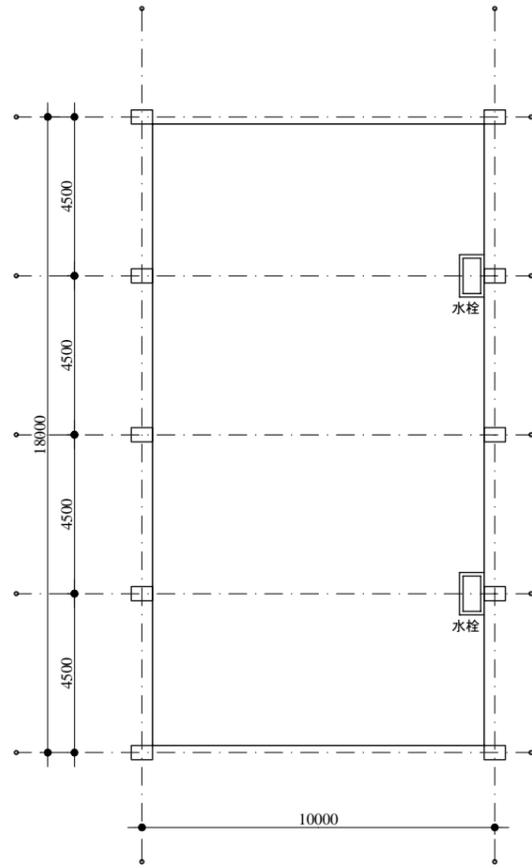


2階 平面图 S=1/200

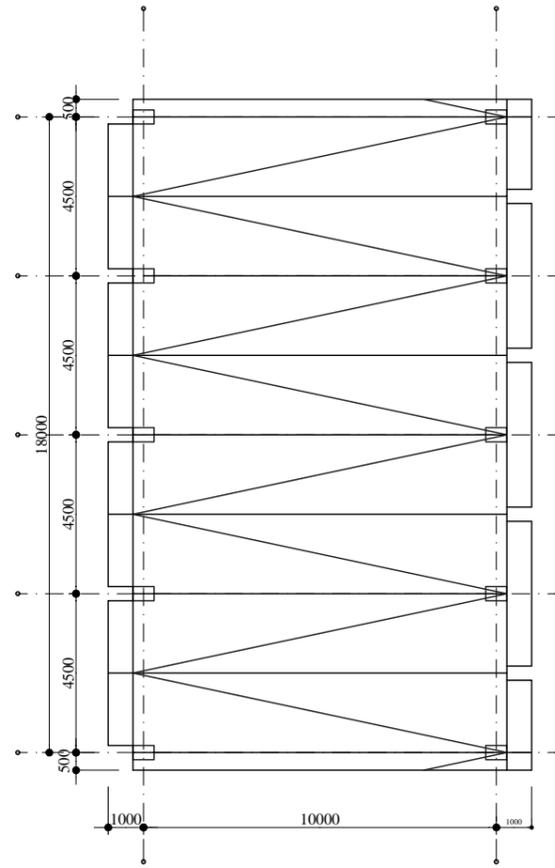


1階 平面图 S=1/200

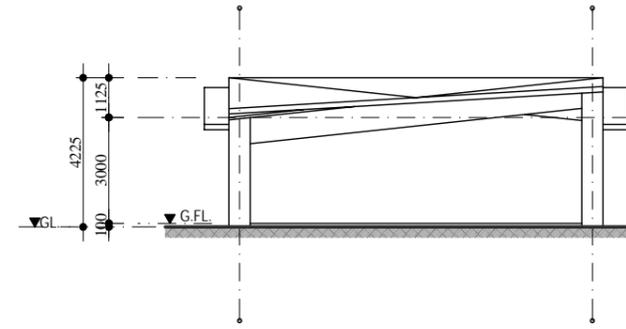




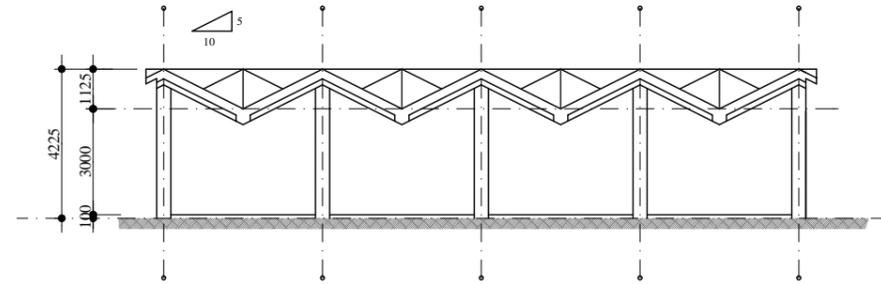
1階 平面図 S=1/200



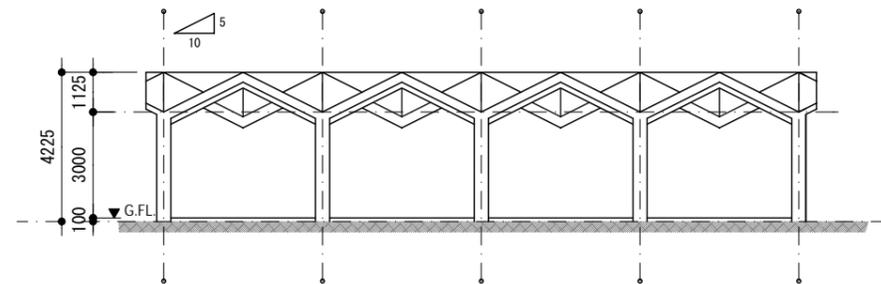
屋根 平面図 S=1/200



南 立面図 S=1/200



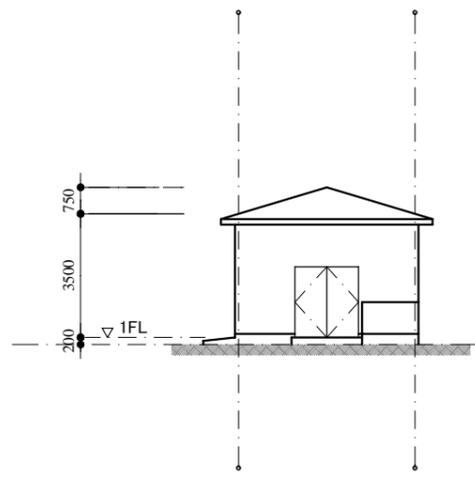
西 立面図 S=1/200



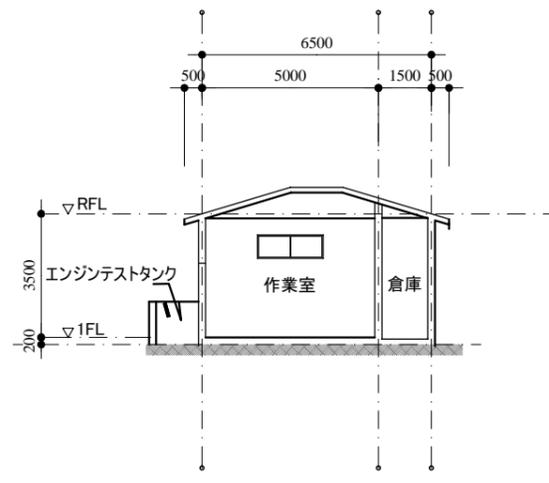
東 立面図 S=1/200



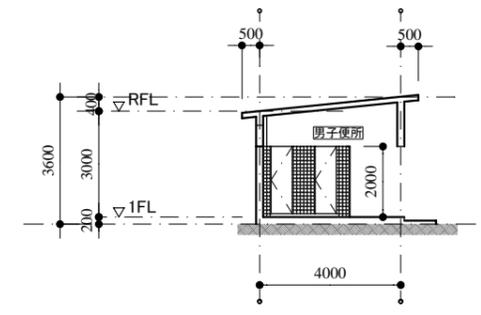
1:200



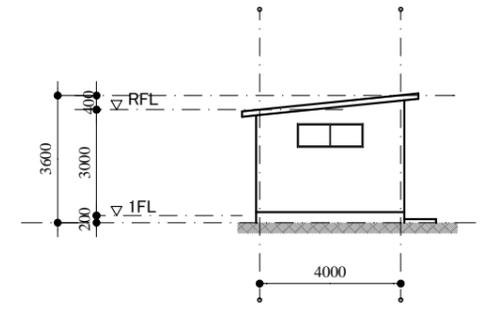
西立面図 S=1/200



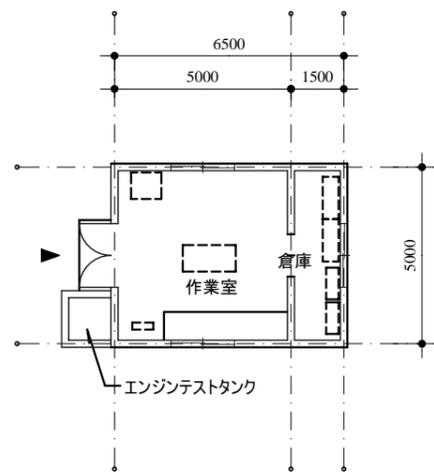
断面図 S=1/200



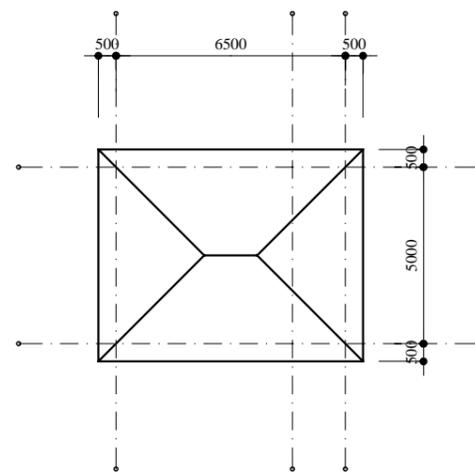
断面図 S=1/200



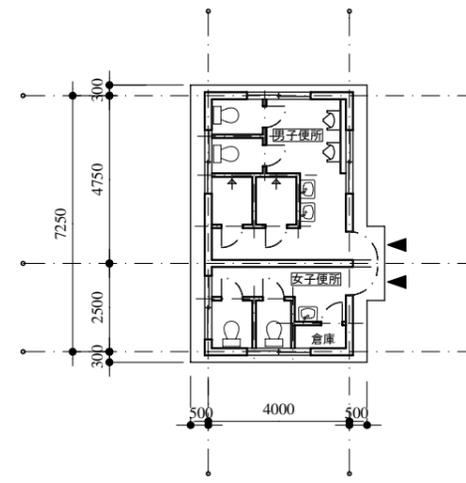
南立面図 S=1/200



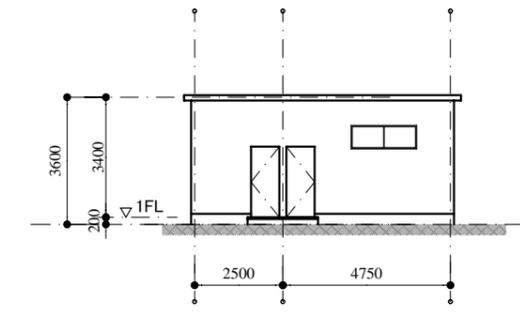
1階平面図 S=1/200



屋根平面図 S=1/200



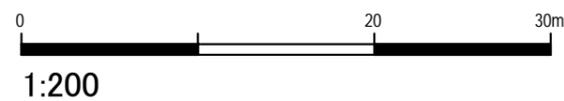
1階平面図 S=1/200



東立面図 S=1/200



船外機修理施棟



トイレ/シャワー棟

3-2-4 施工計画／調達計画

3-2-4-1 施工方針／調達方針

3-2-4-1-1 施工方針

- ① 本計画が日本の無償資金協力によって実施される場合は、工期の厳守が前提となるため、交換公文の期限内に契約上の条件を満たすように適切な工期計画を策定する。
- ② ドミニカ国は、高温多湿で年間約 2,000mm の降雨をもたらす気候であり、毎年襲来するハリケーンによる厳しい波浪も見込まれる。したがって、これらの自然条件に配慮した施工計画とする。
- ③ ドミニカ国は島嶼国であり、建設市場規模が小さいため、資機材及び人員の調達に限界があることから、効率的な計画とするため、現場工期が短縮できる構造、工法を選択する。
- ④ 本計画地は、既存青物市場に隣接している。施工に当たっては、ここにおける購買活動を妨げないよう、工事中の市場利用者の安全を図るよう配慮し、また、工期の短縮を重視した施工計画とする。
- ⑤ 計画施設は、建築施設（水産センター棟）と土木施設（水揚棧橋）との複合施設であることから、それぞれの工事で資機材、人員が共用可能な工法を選定する。

3-2-4-1-2 調達方針

- ① 一般的な建設材料は、ドミニカ国で流通してはいるものの、島嶼国であることから国内に工業が発達していないため、ほとんどの建設材料は、カリブ諸国、米国、ヨーロッパあるいは南米などから輸入され、流通している。このため、国内の在庫や各材料の調達期間に十分留意した施工体制とする。
- ② ポーツマスにおける資機材の調達は極めて限られている。セメント、砂、砂利は国内輸送にて、また、鋼管杭、屋根材、防舷材などの建設資材は、日本または第三国から調達する必要がある。定期的な輸送手段は、海上輸送に限られており、不測の事態で配船間隔が長引く事態も起こり得ることから、建設資材不足による工事の中断を避けるために、資機材の搬入をなるべく早期に実施する必要がある。
- ③ 本計画の建設用資材として、アスベストを含有する資材は採用しない。

3-2-4-1-3 現地業者の活用に係わる方針

ドミニカ国は島嶼国であり、一定以上の規模の工事に対応できる建設業者は少ない。このため、ある程度の規模の建設工事の場合には、日本や周辺国からの外国企業が請け負って工事を行っており、現地に支店を設けている外国企業もある。労務関係の調達は、非熟練工は現地で充分可能

であるが、杭工事及び海上工事となる上部工の施工には日本からの技術者派遣が必要である。一般の熟練工は、ポーツマスまたはロゾーからの調達とする。

3-2-4-1-4 運営／維持管理に対する方針

本計画では、特殊な技術を要する機械、装置等の計画は含まれない。また、電気・給排水設備については、複雑な取り扱いや保守管理を必要とするものは避け、簡潔で効果的な設備とし、水産局の計画する維持管理体制で対応可能なシステムとする。機器は、スペアパーツの定期交換や修理などが発生することを考慮し、可能な限りパーツの互換性があるものや、既存施設と類似した機器を選定して共通性を保つなど、維持管理が容易となるよう配慮する。

本計画のドミニカ国側責任機関および実施機関は、次のとおりである。

①責任機関

農業水産森林省

②実施機関

農業水産森林省水産局

③完成後の運営維持管理機関

水産局及び水産局の審査により適当と認められた近隣漁民で結成される漁民組織による共同運営。ただし、コンポーネントによっては運営する漁民組織が異なることもある。

3-2-4-2 施工上／調達上の留意事項

3-2-4-2-1 ポーツマスの一般事情

① 建設会社／建材等輸入代理店

ドミニカ国では、建設業者が少なく、大規模な工事の多くはトリニダード・トバゴ、バルバドス等のカリブ諸国の建設会社が請け負っている。本工事のサブコントラクターとして活用が可能な建設会社はドミニカ国内にも数社あるものの、会社の所在は、首都ロゾーに集中している。また、建設材料も輸入品が大半を占めるため、建材や材料の調達会社も大半はロゾーに事務所を持っている。したがって本計画の日本の施工会社は、現地乗込時や施工期間中に、ロゾーでの連絡・調整作業が必要となる。

② 輸入資機材

本計画で必要となる資機材は、ポーツマスでは生産されていない。ロゾーあるいは周辺で生産されている材料は、コンクリート用骨材や建築用ブロックである。セメントおよび鉄筋は、カリブ諸国、米国からの輸入品が流通している。その他建築資材や設備材料、機器類および電材など

も周辺工業国から輸入され、ドミニカ国内で流通している。しかし、これら輸入資機材の流通量は必ずしも十分でない。したがって本計画の施工にあたっては、綿密な調達計画を立案し、輸入代理店等との密接な連絡体制が必要となる。

③ 安全管理

本計画地は、既存市街地に存在し、商業活動を継続している既存青物市場あるいは漁業の水揚場に近接して計画されている。既存青物市場には、一般利用者、車両が常に出入りしているため、これらに対する安全面に配慮し、工事エリアを明確に区画してフェンス等で適切な仮設を行うこと、工事用仮設迂回道路を設置し、工事車両の搬出入口を分離すること、また、施工期間中はガードマンを適切に配置して、第三者の立ち入りを防止するなど、安全管理対策を行う。

3-2-4-2-2 施工上の留意事項

- ① 施工期間中は、青物市場の活動を停止できないことから、建設用資機材置き場や搬出入のルートなどの計画は、青物市場へのアクセスを妨げないように計画する。
- ② 計画海域は、年間を通して、漁船のみならずヨット、クルーザー等のレジャー船舶も頻繁に水揚棧橋の施工海域に接近すると考えられることから、工事期間中は明確に工事区域を表示し、これらの船舶の安全を確保する対策を行う。

3-2-4-3 施工区分／調達・据付区分

日本側とドミニカ国側の負担事項区分は、次のとおりである。

表- 3-20: 日本側とドミニカ国側の負担事項区分

	工事、諸手続および費用の負担事項	日本	ドミニカ国
1.	建設用地確保（沈船の撤去、建設資材置場・工事事務所及び仮設道路用地の確保を含む）		○
2.	竣工後の施設内の家具・什器などの整備		○
3.	電力・水道の敷地までの引き込み		○
4.	本計画に係る一切のドミニカ国内での許認可の申請と取得（建築確認、電気・水道インフラ使用、工事許可等）		○
5.	実施設計、入札業務の補助および工事監理等のコンサルタントサービス	○	
6.	土木施設の建設	○	
7.	陸上施設の建設	○	
8.	計画実施に必要な資機材の輸入通関手続き		○
9.	日本の銀行に対する銀行取極め（B/A）手数料		○
10.	本計画業務による日本人のドミニカ国への入出国及び滞在手続きの便宜		○
11.	無償資金協力による施設・機材の適切かつ効率的な運用		○
12.	本計画の建設工事者がドミニカ国で調達する資機材ならびにサービスに対する支払いについての付加価値税等、国内税の負担あるいは免除		○

3-2-4-4 施工監理計画／調達監理計画

3-2-4-4-1 施工・調達監理方針

- ① 円滑な建設工事および機材の調達・納入を行うために、詳細設計段階から調達・施工段階を通じて、コンサルタントはドミニカ国側関係者と常に緊密な連絡を保ち、十分な打ち合わせを行い、実施工程に基づく遅滞のない施設の完成を目指す。
- ② 調達・施工を円滑に進めるために、コンサルタントは、ドミニカ国側関係者および建設業者・機材調達業者と常に緊密な連絡を保ち、十分な打合せを行い、適切な助言や指導を行う。
- ③ 建設にあたって、杭工事や設備工事に対して、専門技術監理が重要となる。常駐監理者を軸として、必要となる専門分野の日本人専門技術者を適宜配置する施工監理体制とする。

3-2-4-4-2 実施設計業務及び契約業者選定業務

本事業は、日本国とドミニカ国間で本計画に係わる交換公文の締結後、実施機関である MAFF と日本のコンサルタントの間で、実施設計および施工監理に係わるコンサルタント業務契約が締結され、下記の業務が実施されることになる。

① 実施設計業務

コンサルタントは、基本設計調査結果に基づき、建築施設及び機材に関する詳細調査、実施設計を実施する。実施設計では下記の項目を含む業務が行われる。

- －設計条件および基準
- －設計報告書
- －設計図書
- －数量計算および積算
- －施工計画
- －入札図書

② 契約業者選定業務

建設工事および機材調達について、それぞれの詳細設計図書の完成後、MAFF は、建設工事および機材調達を請け負う日本の建設業者の入札による選定をコンサルタントの補佐を受けて実施する。コンサルタントは、下記の役務に関し、MAFF を補佐する。

- －入札公示
- －事前資格審査
- －入札図書説明
- －開札
- －入札評価
- －契約交渉

3-2-4-4-3 施工監理計画

コンサルタントの調達・施工監理業務は、次のとおりである。

① 調達契約・工事契約締結への協力

入札実施に必要な入札資格審査方法案、機材調達契約書案、建設契約書案、技術仕様書、設計図書からなる入札図書および事業費積算書を作成する。入札・契約時に立会い、事業費積算の説明、機材調達業者及び施工業者の選定や請負契約条件についての評価・助言を行う。

② 機材調達業者及び施工業者に対する指導

調達計画、施工計画を検討し、施工方法や工程などに対して、適宜必要な指導を行う。

③ 施工図及び製作図の検討と承認

施工図、製作図、材料及び仕上げ見本の検討と承認を行う。

④ 調達・工事監理業務

常駐監理および短期専門技術監理によって、調達資機材の承認、施工方法の確認、品質管理、機材の設置指導を行う。

⑤ 検査への立会い

施設工事および資機材製作の途中段階で、適宜、中間立会い検査を行う。工事完了時に竣工検査を実施する。機材引渡しまでに、数量検査や性能検査に立会い、機材の検収を行い、運転・保守管理に関する訓練・指導の結果を確認する。

⑥ 工事進捗状況の報告

施設工事および機材調達・据付の進捗状況、問題点とその対策方法・結果等を報告書にまとめ、適宜、ロゾーのドミニカ国政府関係機関および JICA、在トリニダード・トバゴ日本国大使館に対して報告する。

⑦ 引渡しの立会い

機材引き渡し、工事竣工および引渡し時において、引渡し書類等の提出立会いを行う。

⑧ 支払い承認手続きへの協力

契約書に則り支払われる工事費に相当する出来高または工事完了の確認・承認、支払い請求書類の検討および手続きに対する協力を行う。

3-2-4-5 品質管理計画

(1) 自然条件による品質管理の要点

臨海部の構造物であり、潮風、海水飛沫を常に受けることになるので、構造物の塩害および防錆対策については十分に注意する。特に構造躯体コンクリートでは、使用する骨材、練り混ぜ水等に含まれる塩分濃度、セメントの種類、コンクリートの調合および品質、コンクリートの鉄筋被りを現場で確実に検査できる体制を確立する必要がある。また鋼管杭については、感潮域の重防食塗装を行う。

(2) コンクリート工事

コンクリートについての品質管理は、次の確認や試験を実施して、各配合別にコンクリート強度管理表等（X-R 管理図等含む）を作成し、常時品質の維持と管理を行う。

コンクリートの品質管理一覧

セメント	種類・規格・性能の確認
混和剤	試験成績表の確認
練り混ぜ水	有害物の含有量
骨材	粒度・比重・吸水量の確認 細骨材については塩化物量の確認
試験練り	スランプ・強度・配合・品質の確認

3-2-4-6 資機材等調達計画

(1) 調達方針

調達資機材は、コストおよび品質を十分検討し、品質や供給能力が同程度であれば、現地調達・日本調達および第三国からの調達を比較してコストの安い方を採用する。現地で供給可能な資機材については、特にその品質・供給能力を十分検討する。

(2) 建設主要資機材の調達

本計画で使用する建設資材に関して、ドミニカ国の国産品および輸入在庫品で品質的・数量的に問題がなく廉価なものは、現地で調達する。

ドミニカ国の国産品は、骨材・砂、コンクリートブロック、木材程度であるが、本計画の施設規模であれば、質・量の面で問題はない。杭材については、杭製作時の管理体制が重要であり、特に製作途中での検査（原寸・溶接・仮組み、塗装等の検査）が品質の確保に密接に関係すること、製作工期が本計画の工期において重要であることから、日本調達が妥当である。

また、設備材について、大半は輸入在庫品として利用可能であるが、制御盤、配電盤・分電盤等の輸入在庫製品では代替できない電気資機材の一部特注製品については、現地調達が不可能なことから、品質・コストの両面から検討し、日本調達とする。

給油設備については、ドミニカ国の基準及び市場性を考慮し、実績のある第三国調達とする。

本計画で使用される主な建設用資機材の調達区分を表-3-21に示す。

表-3-21: 主な建設資機材の調達区分

No.	主要建設資材	日本	現地 ^{※1} (ドミニカ国)	第3国	備考
1	セメント		○		普通ポルトランドセメントは現地調達可能。
2	コンクリート用骨材		○		現地調達可能で、廉価なため。
3	コンクリートブロック		○		〃
4	型枠材		○		〃
5	鉄筋	○			
6	杭材	○			
7	防舷材	○			
8	木材・ベニヤ類		○		現地調達可能で、廉価なため。
9	建具類		○		〃
10	電線・照明器具		○		〃
11	給排水衛生設備・資材類		○		〃
12	PVCパイプ		○		〃
13	ポンプ、バルブ類	○			
14	配電盤、分電盤	○			
15	オイルタンク、ディスペンサー等			○	市場性とドミニカ国の法規の面から検討し、実績のある第3国(米国)調達とする。

※1) 現地生産されているもの および 輸入品であるが、現地で容易に調達可能なもの。

本計画の建設工事用機械には、栈橋施工(海上工事)用及び水産センター棟等の建設(陸上工事)用がある。

陸上工事に必要な主な機械は、基礎工事のための掘削機類、鉄筋コンクリート工事のための小型ミキサーおよび資材移動のためのダンプトラック等である。これらの建設機械は、在ロゾーの建設業者が所有し、維持管理も行なわれているため問題は無い。しかし、栈橋施工用の杭打機、台船、クローラクレーン等については、現地では長期間の調達ができないため、日本あるいはカリブ諸国を含む第3国調達とする必要がある。

(4) 機材等調達計画

本計画で調達が予定されている機材については、取扱いに高度な技術を要するものを避け、ドミニカ国で操作および保守点検が十分に可能な機材を調達する計画とした。本計画で使用される主たる機材と調達国の区分を表-3-22に示すが、保冷箱および秤については第3国製品を現地調達、その他の機材については日本製品を調達することとした。

表- 3-22 : 主要機材の調達区分

No.	主要機材名	日本	現地 (ドミニカ国)	第3国	備考
1	保冷箱			○	経済性による。 調達先:トリニダード・トバゴ。
2	魚函	○			
3	計量用秤 (小):吊秤 計量用秤 (大):台秤	○		○	市場性による。 調達先:米国。
4	船外機修理等附属修理 工具類	○			
5	水産加工室附属機材	○			
6	係留用ブイ・コンクリート アンカー	○			

(5) 輸送計画

本計画で必要な資機材の中で日本調達のもは、主に杭材である。日本から現地までの定期便の輸送ルートは、通常日本から米国を經由し、ロゾーあるいはポーツマス港に入港するルートである。ロゾー港からポーツマスまでは、約 40km の国内陸上輸送となる。日本からロゾー港までの輸送所要日数は約 2.5～3.0 ヶ月である。

3-2-4-7 実施工程

本計画は、実施調査から詳細設計、入札図書承認業務までに 3.5 か月、その後入札公示から入札等の入札関連業務に 2.5 ヶ月を要する。施工期間は業者契約後、建設準備から建設完了までの建設工事には 16 ヶ月（現地工事期間は 15 ヶ月）、機材は、調達・運搬を含め、約 6.5 ヶ月を要する。

次ページの図- 3-31に業務実施工程を示す。

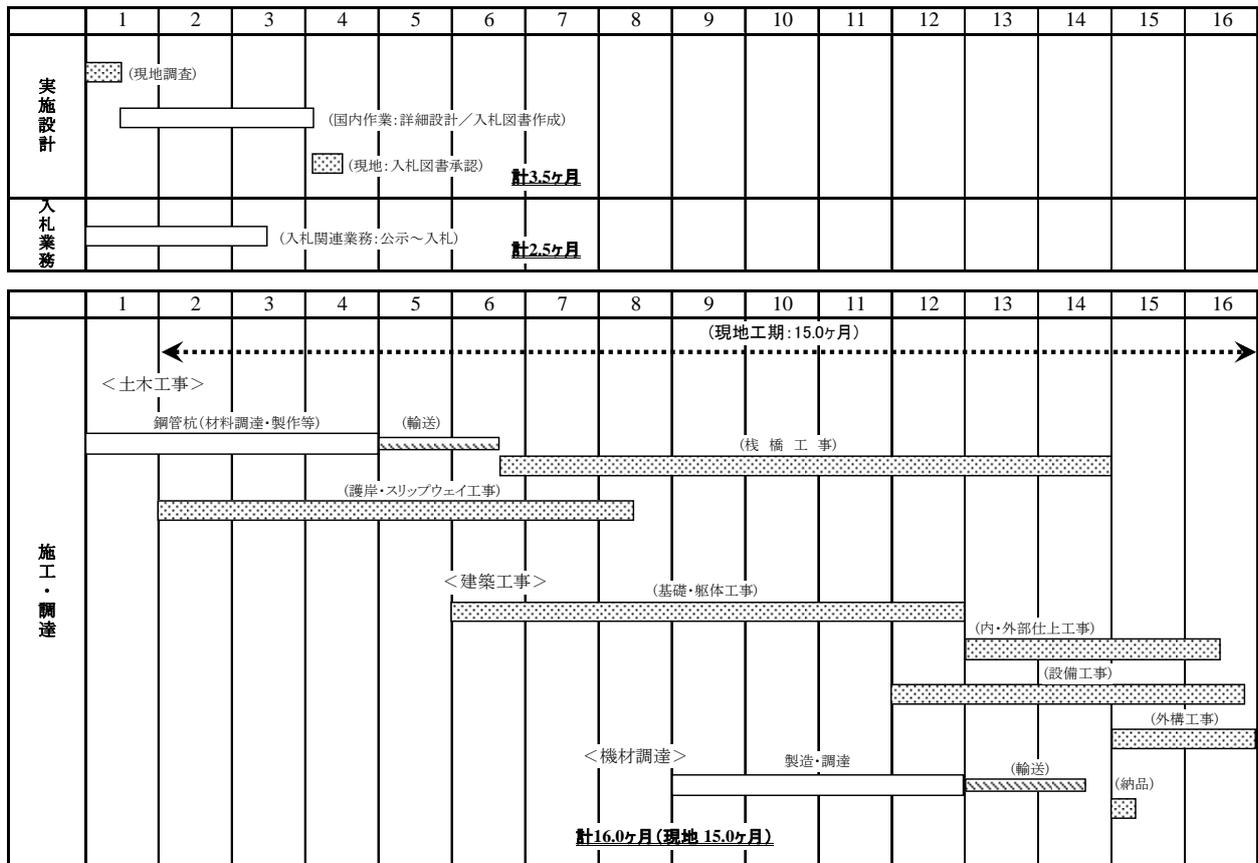


図- 3-31: 業務実施工程表

3-3 相手国側負担事業の概要

本計画の実施にあたって、ドミニカ国側は、以下に示した内容の負担事項を決められた期間内に実施することが必要となる。

(1) 施設建設予定地の確保

(2) プロジェクトサイトの既存物等の撤去・整地

- ・プロジェクトサイトにある既存漁具ロッカーの撤去
- ・プロジェクトサイト(旧社会保障基金敷地)の既存壁、既存建物の撤去
- ・棧橋建設サイトにある沈船の撤去
- ・プロジェクトサイトにある樹木類の撤去

- (3) 工事前仮設道路予定地の確保及び既存物等の撤去
- ・既存民家の移転
 - ・台船の残骸撤去
- (4) 備品の準備
- ・会議室、事務室、ロッカー室に設置する事務机、テーブル、イス、家具・書棚、ロッカー
- (5) 仮設サイトの確保
- (6) 電力、上水道、電話のサイトまでの引き込み
- ・電力：幹線道路沿いの送電線からの分岐、計画サイト内への引き込み
 - ・上水道：給水本管への接続
 - ・電話：幹線道路沿いの電話線から引き込み
- 以上を本プロジェクトの電気・水道工事着工時まで完了しなければならない。
- (7) 建設工事にかかる一切の許認可・申請手続き
- ・本計画施設の建設工事にかかる建築確認
 - ・電気水道使用許可
 - ・工事許可等の申請
- 以上を工事着手前までに取得しなければならない。
- (8) 本計画に関連して、ドミニカ国に輸入される全ての資機材の関税等免除と迅速な通関
- (9) 付加価値税等の免税措置
- ・本計画の建設工事業者が、ドミニカ国で調達する資機材ならびにサービスに対する支払いに関しての付加価値税等、国内税の負担あるいは免除
- (10) 本計画の契約に関わる支払いのための日本の銀行との銀行取極めに基づく支払い授權書の発給および銀行手数料の負担
- (11) 本計画に関連する役務の提供につき、ドミニカ国内で日本人に課せられる税金または課徴金の免除
- (12) その他、本計画の実施に必要で、日本国政府の負担事項に含まれていない事項

3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

3-4-1 本計画の運営機関及び運営管理計画

ポーツマス水産センターの運営管理は、水産局と水産局の審査により適当と認められた近隣漁民で結成される漁民組織が共同で当たる。

本プロジェクトのコンポーネントは、水産センター棟、水揚棧橋、スリップウェイ、修理施設（上屋）、漁具ロッカー棟、船外機修理棟、給油施設、トイレ／シャワー棟、関連機材等から構成されており、水産局は、施設の所有者として、施設全体の総合調整、統括する役割を担い、施設の維持管理の指導監督を行う。

引き渡し後、各施設は、水産局が行う審査の結果、適当と認められた近隣漁民で結成される漁民組織との間に施設賃貸契約を結び、各施設の使用を認める。

この漁民組織は、賃貸契約に基づき、施設利用者にサービスを提供し、対価を得る。また、各施設・機材の維持管理に責任を持つと共に、施設の清掃、残滓処理、保安、規則遵守の確認等の日常的管理についても責任を持つ方式で施設は運営される。

この運営方式の対象施設は、水産センター棟の魚小売場、製氷・冷凍設備、船外機修理棟、給油施設等である。

漁具ロッカー棟については、施設を利用する漁民組織が管理組合を結成し、水産局と施設利用契約を結び、賃貸料の徴収、施設のメンテナンスを含む運営管理の全てに責任を持つ自主的運営が行われる。この方式は、既にロゾーで採用されているものと同じ方式である。

3-4-2 管理運営体制

施設引き渡し後、水産局は、審査の上、適当と認められた近隣漁民で結成される漁民組織との間に施設賃貸契約を結び、運営を委託する。水産局の役割は、施設の所有者として、水産センター棟、水揚棧橋、スリップウェイ、修理施設（上屋）、漁具ロッカー棟、船外機修理棟、給油施設、トイレ／シャワー棟などの施設全体の総合調整、統括する役割を担い、施設の維持管理の指導監督を行うことである。

なお、冷凍庫、製氷機のメンテナンスは、既存水産センター（ロゾー、マリゴット）においてもそれぞれ要員を確保しており、特に問題は発生していない。本計画でもメンテナンス要員を1名確保し、施設の維持管理に当たることとする。

運営管理体制の組織図は、図-3-32の通りである。

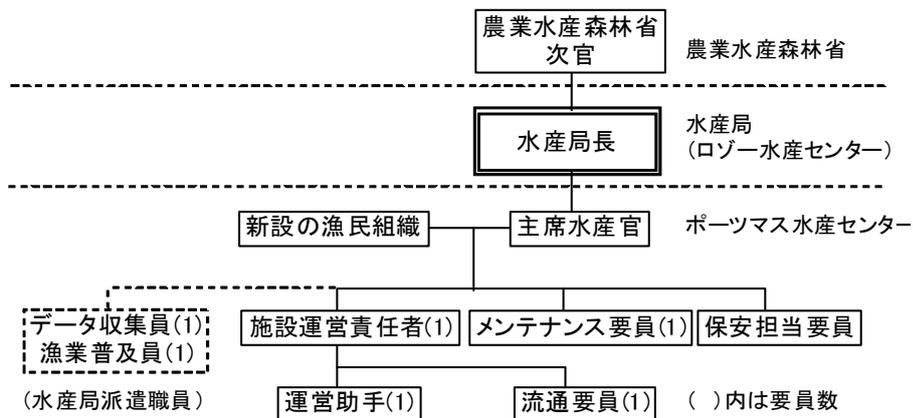


図- 3-32 : 運営管理体制の組織図

3-5 プロジェクトの概算事業費

3-5-1 協力対象事業の概算事業費

本協力対象事業を実施する場合に必要な事業費総額は、7.48 億円となり、先に述べた日本とドミニカ国との負担区分に基づく双方の経費内訳は、3-5-1-3 に示す積算条件によれば、次のとおりと見積られる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

3-5-1-1 日本側負担経費

概算総事業費 約 746 百万円

水産センター棟：建築延床面積 863.5 m²

栈橋施設：水揚栈橋 123m×6m、護岸 65m、スリップウェイ 20m×6m

費 目		概算事業費 (百万円)		
施 設	土木施設	355	636	645
	建築施設	281		
機 材		9		
実施設計・施工監理		101		

3-5-1-2 ドミニカ国側負担経費

6.47 万 EC\$ (約 2.57 百万円)

本計画を日本政府の無償資金協力により実施する場合、ドミニカ国側負担経費は次のとおりである。

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| ① 家具・書棚等の備品 | 3.00 万 EC\$ | (約 1.2 百万円) |
| ② 水道・電力等引き込み工事費 | 3.28 万 EC\$ | (約 1.3 百万円) |
| ③ 銀行手数料 | 0.19 万 EC\$ | (約 0.07 百万円) |

3-5-1-3 積算条件

- ① 積算時点 : 平成 20 年 8 月
- ② 為替交換レート : 1 US\$ = 105.81 円
: 1 EC\$ = 39.36 円
- ③ 施工・調達期間 : 詳細設計、工事、機材調達の期間は、施工工程に示したとおり。
- ④ その他：積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

3-5-2 運営・維持管理費

ポーツマス水産センターは、独立採算で運営される計画であり、水揚料、係船料、魚小売台賃貸料、洗浄・切断料、冷凍庫使用料、氷販売料、船外機修理施設賃貸料、漁具ロッカー賃貸料、集会室使用料等の運営収入により、水産センターの運営管理費と施設・設備等の維持管理費を賄うことができる。水産局の運営計画に基づき、算定されるポーツマス水産センターの運営収入及び支出と年間収支計画は次のようになる。

なお、収支計画では原則として、水産局が運営計画で使用した単価（*1）を参考とした。

3-5-2-1 収入

栈橋を含む水産センター施設を利用しようとする漁民は、施設管理者に係船料と漁獲量に応じた水揚料を支払うこととしている。

水揚料は、漁獲量 1 ポンド当たり EC\$0.25*¹であり、ポーツマスの年間水揚げ量 100 トンから自家消費分の 20%（アンケート調査結果の最大比率を採用）を除いた 80 トンを対象に、年間水揚げ料 EC\$44,444 を算出した。

$$80,000\text{kg}/\text{年} \div 0.45\text{kg} (\text{ポンド換算}) \times 0.25 \text{ EC}\$/\text{ポンド} = 44,444 \text{ EC}\$/\text{年}$$

係船料は、船長 25 フィート以下の漁船を月当たり 25 EC\$/隻*¹、船長 25 フィート以上の漁船を月当たり 40 EC\$/隻*¹とし、対象在籍漁船数はそれぞれ 55 隻、14 隻であることから、年間係船料 23,220 EC\$を算出した。

$$55 \text{ 隻} \times 25 \text{ EC\$} / \text{隻} / \text{月} \times 12 \text{ ヶ月} = \text{EC\$}16,500 / \text{年}$$

$$14 \text{ 隻} \times 40 \text{ EC\$} / \text{隻} / \text{月} \times 12 \text{ ヶ月} = \text{EC\$}6,720 / \text{年}$$

魚小売台賃貸料は、水産センター棟内の魚小売台を利用する販売人に対し、日当たりの利用料を徴収する。日当たりの利用料は 10.0 EC\$*¹ である。

年間魚小売台賃貸料は、日当たりの利用数 10 台、営業日数を 25 日/月として、
 $10 \text{ 台} \times 25 \text{ 日} / \text{月} \times 12 \text{ ヶ月} \times 10.0 \text{ EC\$} / \text{台} / \text{日} = 30,000 \text{ EC\$} / \text{年}$ を算出した。

冷凍庫保管料は、水産センター棟内の冷凍庫を利用する販売人・漁民に対し、日当たりの利用料を徴収する。日当たりの利用料金は、1 ポンド当たり 0.12 EC\$*¹ である。保管の対象はマグロ、カジキ等の大型魚で年間約 42 トンであり、保管日数は 3 日間である。

年間冷凍庫保管料は、 $42,000 \text{ kg} / \text{年} \div 0.45 \text{ kg}$ (ポンド換算) $\times 3 \text{ 日} \times 0.12 \text{ EC\$} / \text{ポンド} = 33,600 \text{ EC\$} / \text{年}$ である。

氷販売料は、小型漁船及び大型漁船による漁獲物の流通用氷と大型漁船の操業用氷の販売料であり、小売人と大型漁船の船主によって購入される。対象地域ポーツマスを含む 10 漁村の年間水揚げ量 260 トン (2007 年) のうち、自家消費分の 20% (アンケート調査結果の最大比率を採用) を除いた 208 トンが対象であり、この内、大型漁船の水揚げ量は 13 トンである。

流通用・操業用氷の使用量は、魚 1 に対し 0.5 の割合とし、氷販売料は、0.23 EC\$ / ポンド*¹ である。

流通用氷の年間販売料は、 $208,000 \text{ kg} \div 0.45$ (ポンド換算) $\times 0.5$ (施氷率) $\times 0.23 \text{ EC\$} / \text{ポンド} = 53,156 \text{ EC\$}$ であり、大型漁船の操業用氷の年間販売料は、 $13,000 \text{ kg} \div 0.45 \times 0.5 \times 0.23 \text{ EC\$} / \text{ポンド} = 3,322 \text{ EC\$}$ であり、年間氷販売料の合計は 56,478 EC\$と算出した。

消費者は、必要に応じて購入した魚の鱗・内臓等の除去や切断加工を、クリーナーと呼ばれる加工人に依頼し、1 ポンド当たり 1.0 EC\$を支払う。クリーナーは、施設利用料として、施設管理者に洗浄・切断料を日当たり 10 EC\$ / 人 / 日*¹ 支払う。

1 名のクリーナーが 2 小売り台を担当する計画であるから、ここでのクリーナーの員数は、 $10 \text{ 台} (\text{小売り台数}) \div 2 (\text{担当小売り台数}) = 5 \text{ 名} / \text{日}$ である。

年間の洗浄・切断料は、 $5 \text{ 名} \times 25 \text{ 日} / \text{月} \times 12 \text{ ヶ月} \times 10.0 \text{ EC\$} = 15,000 \text{ EC\$}$ となる。

漁具ロッカー賃貸料は、ロゾー水産センターでは、10 EC\$ / 月 (漁民)、20 EC\$ / 月 (一般) である。ここでは、サイズ L (6 m²) を 12.0 EC\$ / 月、サイズ S (4 m²) を 8.0 EC\$ / 月として合計 4,560 EC\$を算出した。

$$\text{サイズ L} : 12.0 \text{ EC\$} / \text{月} \times 19 \text{ 室} \times 12 \text{ ヶ月} = 2,736 \text{ EC\$} / \text{年}$$

$$\text{サイズ S} : 8.0 \text{ EC\$} / \text{月} \times 19 \text{ 室} \times 12 \text{ ヶ月} = 1,824 \text{ EC\$} / \text{年}$$

船外機修理施設は、原則、民間業者に運営を委託し、賃貸料を徴収するものとする。
賃貸料は $300 \text{ EC\$} / \text{月} * 12 \text{ ヶ月} = 3,600 \text{ EC\$} / \text{年}$ を算出した。

集会室使用料は、1回あたり $174 \text{ EC\$} * 1$ とし、利用回数は、月当たり3回とし、年間使用料を $6,264 \text{ EC\$} / \text{年}$ と算出した。

$$174 \text{ EC\$} / \text{回} \times 3 \text{ 回} / \text{月} \times 12 \text{ ヶ月} = 6,264 \text{ EC\$} / \text{年}$$

給油料金は、ガソリン、ディーゼル共に1.5%を手数料として算出した。

給油量は、

ガソリン：

$$\begin{aligned} & 20 \text{ リットル} \times 4 \text{ 個} \times 14 \text{ 隻 (日当たり平均出漁隻数)} \times 25 \text{ 日} / \text{月} \times 12 \text{ ヶ月} = \\ & 336,000 \text{ リットル} \div 3.8 \text{ (ガロン換算)} = 88,421 \text{ ガロン} / \text{年} \times 10.20 \text{ EC\$} / \text{ガロン} \times 1.5\% \\ & = 13,528 \text{ EC\$} \end{aligned}$$

ディーゼル：

$$\begin{aligned} & 1,000 \text{ リットル} \times 3.5 \text{ 隻 (週当たり平均出漁隻数)} \times 52 \text{ 週} = 182,000 \text{ リットル} \div 3.8 \text{ (ガロン換算)} \\ & = 47,895 \text{ ガロン} / \text{年} \times 10.00 \text{ EC\$} / \text{ガロン} \times 1.5\% = 7,184 \text{ EC\$} \end{aligned}$$

合計手数料合計： $13,528 \text{ EC\$} + 7,184 \text{ EC\$} = 20,712 \text{ EC\$}$ である。

以上により、年間収入の合計は $237,878 \text{ EC\$}$ となる。

3-5-2-2 支出

本計画の人件費は、ロゾーおよびマリゴット水産センターにおける人件費を参考に $78,000 \text{ EC\$}$ を算出した。

・センター長	(1名)	2,000 EC\$ / 月
・流通要員	(1名)	1,600 EC\$ / 月
・運営助手	(1名)	1,300 EC\$ / 月
・メンテ要員	(1名)	1,600 EC\$ / 月

$$(2,000 + 1,600 + 1,300 + 1,600) \text{ EC\$} \times 12 \text{ か月} = 78,000 \text{ EC\$} / \text{年}$$

保安警備費は、専門業者に委託するものとし、年間委託料 $26,400 \text{ EC\$}$ を計上した。

$$2,200 \text{ EC\$} / \text{月} * 12 \text{ ヶ月} = 26,400 \text{ EC\$} / \text{年}$$

電気料は、製氷機、冷凍庫、センター施設照明を含む年間電気料金 56,867 EC\$を算出し、水産局とセンターの負担の割合を 1 : 9 とし、51,181EC\$を算出した。

水は、公共上水道を利用するものとし、製氷機、一般給水の年間消費料として 4,063 EC\$を算出し、水産局とセンターの負担の割合を 1 : 9 とし、3,657 EC\$を算出した。

維持管理費は、電球交換、施設の簡易な修理程度とし、2,800 EC\$ /年*1 を計上した。
 その他雑費として宣伝費、電話代、消耗品費、訓練費等を、年間 25,000 EC\$を計上した。
 また、製氷機、冷凍設備等の設備を 13 年定額法で償却するとして、減価償却引当金（製氷機 1000 万円 + 冷凍設備 1400 万円 = 2,400 万円 ÷ 600,000 EC\$ × 0.077 =）46,200 EC\$ / 年を計上した。

以上により、年間支出計は 233,238 EC\$となる。

3-5-2-3 ポーツマス水産センター運営年間収支計画

年間収益は 4,640EC\$と見込まれ、ポーツマス水産センターは持続的な経営ができると見込まれる。よって、財政的にも運営管理に問題は生じない。

ポーツマス水産センターの運営収支計画を表-3-23に示す。

表- 3-23 : ポーツマス水産センターの運営収支計画

収 入		
費 目	内 訳	金 額 (EC\$)
水揚料	80,000kg (自家消費 20%をのぞく年間水揚量) ÷ 0.45kg × 0.25 EC\$ / ポンド	44,444
係船料	25 フィート以下の小型漁船 55 隻 × 25EC\$ / 隻 × 12 ヶ月 = 16,500 25 フィート以上の大型漁船 14 隻 × 40EC\$ / 隻 × 12 ヶ月 = 6,720	23,220
魚小売台賃貸料	10 小売台 × 25 日 / 月 × 12 ヶ月 × 10.0 EC\$ / 台 / 日	30,000
冷凍庫保管料	42,000kg ÷ 0.45kg (ポンド換算) × 3 日 × 0.12 EC\$ / ポンド	33,600
氷販売料	流通用氷 208,000kg ÷ 0.45kg × 0.5 (施氷率) × 0.23 EC\$ / ポンド 大型漁船操業用氷 13,000kg ÷ 0.45kg × 0.5 (施氷率) × 0.23 EC\$ / ポンド	53,156 3,322
洗浄・切断料	5 名 × 25 日 × 10.0 EC\$ × 12 ヶ月	15,000
漁具ロッカー賃貸料	サイズ (L) 12 EC\$ / 月 × 19 個 × 12 ヶ月 サイズ (S) 8 EC\$ / 月 × 19 個 × 12 ヶ月	2,736 1,824
船外機修理施設賃貸料	300 EC\$ / 月 × 12 ヶ月	3,600
集会室使用料	174 EC\$ / 回 × 3 回 × 12 ヶ月	6,264
給油手数料		
ガソリン	20 リットル × 4 個 × 14 隻 × 25 日 / 月 × 12 ヶ月 ÷ 3.8 リットル / ガロン × 10.20 EC\$ / ガロン × 1.5%	13,528
ディーゼル	1,000 リットル × 3.5 隻 / 週 × 52 週 ÷ 3.8 × 10.00 EC\$ / ガロン × 1.5%	7,184
収入計		237,878

支 出		
費 目	内 訳	金 額 (EC\$)
人件費	1人×2,000 EC\$/月×12ヶ月 (センター長)	24,000
	1人×1,600 EC\$/月×12ヶ月 (流通要員)	19,200
	1人×1,300 EC\$/月×12ヶ月 (運営助手)	15,600
	1人×1,600 EC\$/月×12ヶ月 (メンテナンス要員)	19,200
保安警備費 (外注)	2,200 EC\$/月×12ヶ月	26,400
電気	(194 EC\$+7,180 kWh×0.633 EC\$/kWh) ×12ヶ月×90%	51,181
水道	(20 EC\$+27,000 ガロン×11.8 EC\$/千ガロン) ×12ヶ月×90%	3,657
維持管理費	2,800 EC\$/年	2,800
雑費その他	宣伝費、電話代消耗品費、訓練費等	25,000
減価償却引当金		46,200
支出計		233,238
年間収益		4,640

3-6 協力対象事業実施に当たっての留意事項

(1) 敷地内の既存建物等の撤去・整地および沈船の撤去

プロジェクトサイト (旧社会保障基金敷地) の既存壁、既存漁具ロッカー等の建物、水揚棧橋の建設予定地 (離岸約 100m 地点) の水深-3.0m 付近にある沈船 (約 20m 長×約 3m 幅の鋼船) 及び棧橋取り付け付近にある座礁船の早急な撤去が必要である。水揚棧橋の建設にあたり、これらの沈船撤去は不可欠である。基本設計概要説明調査の際に、ドミニカ国側は、当該沈船の撤去を約束し、撤去のための早急な手続きを進めていることが確認されている。水揚棧橋の工事については、予定通りの着工ができない場合、建設工事の工程に影響を与える恐れがあることから、速やかな撤去完了が必要である。

(2) 仮設サイトの確保

本計画敷地は旧社会保障基金敷地と既存青物市場西側の敷地より構成されているが、両敷地とも狭く、直接建設工事を施工する場所を除けば、ほとんど余地がない。このため、ドミニカ国側は、杭材等の建設資材仮置き場、現場事務所用地等の工事に必要な仮設サイトとして、敷地の近隣に仮設ヤードを確保することが必要である。

(3) 建設中の既存施設利用者への安全にかかわる注意・情報の周知徹底

施工期間中は、青物市場の活動を停止できないことから、建設用資機材置き場や搬出入のルートなどの計画は、青物市場へのアクセスを妨げないように計画する。また、計画地前面海域は、年

間を通して、漁船のみならずヨット、クルーザー等のレジャー船舶も頻繁に水揚棧橋の施工海域に接近すると考えられることから、工事期間中は明確に工事区域を表示し、これらの船舶の安全を確保する必要がある。このため、ドミニカ国側は、工事敷地内の立ち入り禁止、工事用船舶の出入時や、工事に必要な交通制限等、安全にかかわる注意・情報を施設利用者及び船舶運航者へ周知徹底しなければならない。

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

4-1 プロジェクトの効果

現状と問題点	協力対象事業での対策	直接効果・改善程度	間接効果・改善程度
<p>大型漁船は、直接係留し、水揚げができる棧橋施設が近隣にないため、沖合で小型船に積替えて水揚げをする等の非効率的な水揚げ形態を余儀なくされている。また、小型漁船の場合も、漁船を浜揚げし、直射日光が当たる船上あるいは砂浜で漁獲物を売買しており、水揚げ作業の効率性・安全性及び漁獲物の衛生上の問題を抱えている。</p>	<p>水揚棧橋の建設</p>	<p>棧橋の整備により、大型漁船は、舳を用いることなく直接水揚げができるようになり、利便性と安全性が向上する。特に、水揚げ時間が現状の平均約 150 分から約 50 分にすることができるため、約 100 分が短縮される。</p> <p>また、小型漁船の場合は、砂浜での水揚げに比べ、棧橋での水揚げは衛生的となる。</p>	<p>①漁獲量の増加により、漁民の収入増加が期待できる。</p> <p>②漁獲物の有効利用および漁獲量の増加により、鮮魚流通量が増大し、国産水産物による輸入食肉類の代替に貢献する。</p> <p>③プロジェクト実施による裨益対象は、計画対象水揚場の漁民を含め、ポーツマス近隣地域(セントジョン地区、セントピーター地区及びセントジョセフ地区)の居住者約 1.3 万人に及ぶ。</p>
<p>小型漁船は、域内で最も流通活動の活発なポーツマスで水揚げ、販売を行っているが、近隣に漁業用製氷／冷凍施設が未整備であるため、漁獲物を適切な状態で保管することができず、漁獲物の廉価販売や破棄などの漁獲後損失が生じている。</p>	<p>製氷／冷凍施設の整備</p>	<p>製氷／冷凍施設が整備されることにより、ポーツマスでの氷の購入あるいは冷凍庫の利用が可能となる。その結果、漁獲後から消費者へ流通するまで魚類の鮮度を向上させ、現在 20%の漁獲後廃棄率が低下する。</p>	
<p>魚類販売用の屋内常設施設が未整備であることから、売り手である漁民は、消費者の購入時間帯に合わせて操業を切り上げるため、漁場での滞在時間が短くならざるを得ず、効率的な操業ができない状況にある。</p> <p>また、買い手である消費者は、直射日光にさらされる浜に揚げた船上や一輪車の上など、鮮度が低下しやすく、不衛生な状況で魚を購入しなければならない状況にあるほか、漁民の帰港時間を予想して水揚場に出向いて、魚を購入しなければならない等の不便を被っている。</p>	<p>魚小売場の整備</p>	<p>水産センター棟内の魚小売場では、漁獲物の屋内保蔵及び消費者への販売が常時行えるようになることから、消費者への利便性が向上する。一方、漁民は帰漁時間の制約がなくなり、現状では平均約 9 時間の漁場での滞在時間を約 12 時間にすることができ、約 3 時間の延長が可能となる。</p> <p>漁民は、帰漁時間の制約がなくなることにより、操業時間を延長することが可能となることから、ポーツマスにおける漁獲量が 2007 年の 100 トン／年から増加する。</p>	

4-2 課題・提言

4-2-1 相手国側の取り組むべき課題・提言

①既存水産センターの実績と経験の継承

ロゾー及びマリゴット水産センターは、我が国無償資金協力により 1995 年と 2003 年に建設されて以来、水産局及び漁業協同組合との共同運営により、施設の維持管理がおこなわれてきた。それら施設の運営維持管理は、ロゾー水産センターの場合は、近々漁業協同組合による完全な自立的運営に移行する予定であるものの、マリゴット水産センターの場合は、漁業協同組合への移管は必ずしも予定通りに進んでいるとは言えず、2008 年現在は水産局による運営が行われている。しかし、水産局の長期にわたって施設を運営・維持管理している実績と経験は貴重であり、ポーツマス水産センターの運営維持管理にあたっては、2つの既存水産センターの運営で得られた教訓と経験を施設の運営管理体制、運営規則等に継承していくことが重要である。このためには、既存水産センターの運営管理経験者による運営管理指導や、ポーツマス水産センターの運営維持管理要員を既存水産センターで研修させる等、運営のノウハウにかかる技術移転を図ることが必要である。

②施設運営のための運営組織と協力体制の確立

ポーツマス水産センターの運営管理は、水産局及び審査により適当と認められた近隣漁民で結成される漁民組織が共同であり、水揚げ料、魚小売台賃貸料、冷凍庫使用料、氷販売料、漁具ロッカー賃貸料等々の運営収入により、自立的に運営する計画としている。一方、現在、ポーツマスには漁業協同組合を含む漁民組織が存在せず、地元漁民グループが漁業協同組合の結成を目指し、活動中である。水産局は、全国漁業協同組合連合会（NAFCOOP）とともに、引き続きこの結成に向けて強力に支援するとともに、既に活動しているセントピーター漁業協同組合や 2008 年に漁業協同組合として登録申請中であるカプシン漁業協同組合（仮称）との連携も進め、施設完成までには共同運営の核となる漁民組織を確立することが必要である。

また、核となる漁民組織が自立的な施設運営を開始し、継続するためには、これまで炎天下の不衛生な状況で行われていた前浜での水揚げ、船上あるいは一輪車上での漁民による直接販売といった流通形態を、全て水揚棧橋、水産加工室を経由し、魚小売場で販売するといった新しい形態に移行し、漁獲物の品質の向上を進める一方で、品質の向上といった付加価値をつけるために発生する施設利用・賃貸料、氷販売料等を確実に利用者から徴収することが不可欠である。このためには、利用料を負担する地域漁民に理解を求めていくとともに、協力体制を確立することが不可欠である。

4-2-2 技術協力・他ドナーとの連携

ポーツマス水産センターの運営管理は、既存類似水産センターの長年にわたって運営維持してきた貴重な実績と経験があり、これら既存水産センターの運営で得られた教訓とノウハウを施設の運営管理体制、運営規則等に継承していく計画であり、ドミニカ国側の現状管理体制及び要員の指導の下で施設の運営管理は充分可能である。以上から技術協力・他のドナーとの連携は不要と判断する。

4-3 プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは、ポーツマス及び近隣9水揚場の漁業活動をポーツマスに集約化することにより、操業と流通の効率を改善することを目的として、水揚棧橋、水産センター棟及びその関連施設を整備し、施設の関連機材の調達を行うこととしている。この計画は、ドミニカ国政府のGSPSにおいて緊急課題となっている国産水産物の有効利用、水揚量の増大及び漁民の収入向上に寄与するものである。

この計画の実施により、魚小売場、製氷／冷凍施設を含む水産センター棟が整備されることから、買い手である消費者にとっては、漁獲物の鮮度が低下しやすい炎天下の浜に揚げた船上や一輪車の上といった不衛生な状況で魚を購入しなければならない状況や、漁民の帰港時間を予想して水揚場に向き、漁民が水揚げするまで待機して魚を購入しなければならないといった不便な状況が解消される。一方、漁民は、常設の小売場ができることから、消費者が集まりやすい時間帯を考慮して操業を切り上げるといった制約がなくなり、漁場での操業時間を延長することができるようになることから、漁獲量の増加及びその結果として収入の向上が期待できる。また、製氷／冷凍施設が整備されることにより、ポーツマスにおける氷の購入、冷凍庫による鮮魚の保管が可能となり、漁獲後から消費者へ流通するまで、漁獲物の鮮度を向上させることが可能となり、結果として漁獲後廃棄率の低減、漁業収入の向上が期待できる。また、水揚棧橋が整備されることにより、大型漁船は、舳を用いることなく直接水揚げができるようになり、また、棧橋から漁獲物を短時間のうちに水産加工室、冷凍庫、小売台へ運ぶことが可能となることから水揚げ時間が短縮される。また、小型漁船は、砂浜における水揚げに比べ、棧橋で安全かつ衛生的な水揚げが可能となる。

ポーツマス水産センターの運営は、水産局及び水産局の審査により適当と認められた近隣漁民で構成される漁民組織により実施されるが、特段に高度な技術や多数の人材を必要とするものではない。将来的には、運営主体となる漁民組織による独立採算制の運営維持管理に移行する計画であり、維持運営経費については、氷販売料、施設利用料、施設賃貸料等の運営収入で賄うことが出来る上、製氷・冷凍施設の更新資金の積み立て引当金も確保できる見込みである。

本計画では、ドミニカ国政府所有の敷地にポーツマス水産センターと関連施設を建設し、その前面海域に水揚棧橋と敷地保護のための護岸を整備するものである。棧橋の構造は、流れを阻害しない杭式を採用し、護岸は傾斜マウンドを採用するなど、周辺海岸環境への影響を可能な限り低減する計画としている。また、施設からの排水も二次処理をしてから放流する計画としている。これらのことより、本計画の実施により環境に負の影響を与える要素はない。

これらのことから、本協力事業を我が国の無償資金協力の制度により、特段の困難なく実施することは可能である。

4-4 結論

本計画は、前述のようなポーツマス及び近隣9水揚場を拠点とする漁民に対する効果が期待されると同時に、これら10水揚場を含むセントジョン地区、セントピーター地区及びセントジョセフ地区の地域住民に裨益するものであることから、協力対象事業に対して、我が国の無償資金協力を実施することは妥当である。さらに、本プロジェクトの運営維持管理についても、相手国側の計画人員体制は十分であり、運営資金も計画施設からの運営収益で充分賄えると判断されることから問題ないと考えられる。計画の実施段階で既存水産センターの教訓と経験を施設の運営管理体制、運営規則等に継承していくことにより、本プロジェクトはより円滑かつ効果的に実施されると考えられる。